

「日本国／日本人」の構築と矛盾

—日本国憲法制定との関連で—

浅野 慎一*

第二次世界大戦敗戦後の日本には、日本を「島国」、日本人を「単一民族」と見なし、しかも希薄な民族意識しか持たないという独特の国家・民族意識が生成した。これは、戦後の日本国憲法制定を一つの重要な契機として、また東西冷戦下でのアメリカの政治戦略、および、アメリカが浸透・定着させた一国単位の「近代化」論の社会観に基づいて構築された。戦前の近代的諸制度は「封建的」と再定義されることで、忘却・隠蔽された。

戦後の「日本国／日本国民」は、天皇を統合の象徴とする「国体」の下、国民主権という「政体」によって民主的権利を享受する政治的共同体である。そこで、国際的・階級的主体性は放棄し、同時に自らの民族や統合の根拠について思考停止することが民主主義・国民主権を安泰にするための作法となった。国民主権の限界を克服したはずの憲法平和主義も、帝国主義の侵略戦争と人民の民族解放闘争を同一視してともに「悪」とみなし、「島国」単位の安全保障のための単なる手段へと換骨奪胎・矮小化された。

日本共産党や在日朝鮮人は、こうした戦後の「日本国／日本国民」の形成に異議を申し立てた。しかし、「民族自決／国民主権」の論理によって一方では包摂・統合され、他方では排除・分断されていった。その背景には、米ソ両帝国主義国の政治的共犯関係—反ファシズム統一戦線、および、東西冷戦—が横たわっていた。

キーワード：「日本国／日本国民」、日本国憲法、ネーション、
ポスト・コロニアリズム

1 敗戦と「日本国／日本人」の変貌

第二次世界大戦に敗北した日本は、その領土を本州・北海道・九州・四国、および連合国が定める諸島に限定された。概ね、日清戦争以前の「島国」に縮小したといえよう¹⁾。これは、旧植民地（台湾・朝鮮）およびアジア・太平洋の占領地が、日本の支配から解放されたことを意味する。

日本国民の範疇も大きく変わった。旧植民地の外地戸籍保持者の多くは、日本国籍（大日本帝国臣民）から解放された。また1947年の日本国憲法施行に伴って内地戸籍保持者も、大日本帝国臣民から日本国民へと変化した。

* 摂南大学現代社会学部特任教授

そしてこの過程で、日本人の「日本国／日本人」観も大きく変貌した（小熊 1995: 362-3）。

すなわち敗戦前は、日本はアジアに広がる多民族帝国で、日本人は古来よりアジア諸民族が統合・融合されてきた混血・混合種との認識が一般的だった。また戦前の日本人は、日本は神の直系子孫たる天皇が統治する「神国」で、日本民族はそうした天皇の下にアジア諸民族を統合・包摂する崇高な使命をもつアジアの盟主といった選民意識、強固な民族意識をもっていた。

これに対し、敗戦後には、日本は昔から島国で、日本人は日本列島内部で純粋培養されてきた同質性の高い単一民族との認識が急速に普及・定着した。また敗戦後の日本人は民族意識が極めて希薄で、「民族にこだわらないこと」、「民族より個人を重視すること」を一種の正義、ときには近代的な人権思想とさえ見なす独特の民族意識を身につけていった。その反照で、戦前の強固な民族意識は封建制の残滓と見なされるようにもなった。

もとより、こうした敗戦後の日本人の「日本国／日本人」観は、戦前のそれと同様、歴史的事実と反する虚偽意識・「神話」にすぎない²⁾。旧石器・縄文・弥生時代、倭国や律令制の時代、権門体制とそれが崩壊した時代のいずれをみても、日本・日本人が島国・単一民族だった事実はない。幕藩体制は蝦夷地や琉球を除けば、一種の島国と言えたとしても、そこでの日本人は身分・地域（藩・村）等によって細かく分断され、同質性は決して高くなかった。明治以降、日本人は天皇家を疑似的な総本家とする血統的・文化的に同質性の高い民族だという「神話」が初めて創出されたが、それもまもなくアジア・サイズに拡張され、日本人はアジアの諸民族の複合・混血種という「神話」へと置き換えられていった。

「日本は島国で、日本人は単一民族」との認識は、あえていえば第二次世界大戦の敗戦後、初めて作り出された新たな「日本国／日本人」像だ。しかももとよりそれは、敗戦後の日本社会に先住民アイヌや在日朝鮮人・中国人をはじめとする少数民族が存在した現実とも乖離した、新たな虚偽意識・「神話」でしかない。そして何より民族意識は——戦前・戦後を問わず——封建制の残滓ではなく、近代の産物だ（アンダーソン 1983=2011: 26）。

本稿は、こうした敗戦後の新たな虚偽意識の構築過程とそれが孕む矛盾を、特に日本国憲法制定との関連で考察する。

2 「単一民族神話」の背景

2.1 戦前の反省と民族解放

さて、敗戦後の日本人が「日本は島国で、日本人は単一民族」と考えるようになったことには、いくつかの理由・背景がある³⁾。

まず第1は、戦前に「日本民族は、アジア・サイズの混交種」との「神話」の下、海外侵略・植民地支配に踏み出してしまったことへの反省だ。島国の外への侵略・膨張が「悪」、島国であることが「善」で日本の本来の姿といった認識とあってよい。

第2は、第二次世界大戦前後の世界的な民族解放闘争・民族独立の進展だ。民族は、反帝国主義・反植民地支配の「正義」の旗印となった。1960年代までは、多民族国家は民族自決が不徹底な国で、単一民族国家（「一民族一国家」）こそ望ましいとの認識が世界的に共有されていた。

しかし、これらだけでは、敗戦後の日本人の新たな虚偽意識の成立を十分に説明できない。

なぜならまず第1に、日本人による戦前への反省には、多くの制約・限界がある。

たとえば、日本の他国への侵略戦争・植民地支配は、遅くとも日清戦争から始まった。だから

こそ敗戦後の領土も、その基準で縮小された。しかし敗戦後の日本人に、日清戦争・日露戦争・第一次世界大戦への反省は希薄だ⁴⁾。むしろその反省は、第二次世界大戦、特に太平洋・日本列島戦線におけるアメリカへの敗北に限られがちである。これは「敗戦」の反省であり、「戦前」の反省ではない。

また敗戦後の日本社会では、旧植民地出身者（朝鮮人・中国人）への差別も長らく続いた。他のアジア諸国・諸民族への優越感・蔑視も、少なくとも20世紀末頃まで根強かった。戦前の侵略・植民地支配への反省が徹底されたなら、こうした現象も早々に解消していただろう。

さらに沖縄（琉球国）や北海道（アイヌモシリ）への侵略・植民地支配の歴史は、今なお反省されたとは言い難い。先住民たるアイヌへの権益保障・補償の不十分さは明白だ。沖縄に今も在日アメリカ軍基地の7割以上を押し付け、さらに近年、西南諸島住民に「現代の防人」⁵⁾の役割を担わせている実態をみれば、戦前の歴史の反省がなされたとは到底言えない。

第2に、民族独立・民族解放という世界的な「正義」は、強固な民族意識を前提に初めて成り立つ。日本が行った侵略戦争を反省し、植民地の民族解放の意義を理解するには、明確な民族意識が不可欠だ。

しかし敗戦後の日本人は前述の如く、民族意識が希薄で、むしろ「民族にこだわらない」ことを一種の正義・近代的人権思想とさえ認識している。また自らの民族独立にも無関心で、日本のアメリカへの従属についても、さほど重大事と受け止めていない（4.3参照）。

以上をふまえれば、敗戦後の日本人を特徴づける「日本国／日本人」観は、単なる戦前への反省、および、敗戦後の民族解放の進展とは異なる歴史的な文脈の中で構築されたと考えざるを得ない。

2.2 アメリカの単独占領

さて、敗戦後の日本は、世界資本主義システムにおける最大の覇権国・アメリカによって事実上、単独占領された⁶⁾。当時、欧州諸列強は戦災で疲弊していた。国際共産主義運動を管制するソ連の影響力が増大し、東西冷戦と称せられる米ソ両国の覇権争いが顕在化しつつあった。植民地の民族解放闘争においても、共産主義勢力が大きな位置を占めていた。こうした戦後世界において、アメリカに単独占領された事実は、今日に至るまで日本社会のあり方を根底的に規定している。

アメリカの初期の対日占領政策には、2つの目的があった。

第1は、日本帝国主義を完全に解体し、その復活を阻止することだ。アメリカは、日本の軍隊を解散させ、治安維持法を廃止し、戦争責任者を公職追放した。独占禁止法・財閥解体・農地解放等により、戦前の日本帝国主義の経済基盤を支えた財閥・寄生地主も解体した。国民主権を前提に、男女普通選挙も実施した。労働（組合）運動を公認・奨励し、教育勅語を廃止して個人の価値を重視した教育も導入した。イエ制度も廃止し、個人の尊厳と男女平等の理念に基づく家族制度へと改めた。総じて徹底した民主化を推進したのである⁷⁾。

第2の目的は、急速に激化する東西冷戦の下、アメリカの目的を支持する政府・国民統合を日本に樹立することだ。これは最も直接には、日本の社会主義・共産主義化の阻止である。1946年の「日本に共産主義を歓迎しない」というアチソン（連合軍最高司令官総司令部《以下、GHQ》・政治顧問兼外交局長）の声明を待つまでもなく、社会主義・共産主義につながりかねない要素は当初から、占領政策から慎重に排除された。農地解放は個々の農民の土地の私的所有に限定され、農民の共同土地管理・生産協同組合は禁止された。労働運動も労使関係の近代化の枠内に止めら

れ、資本家の経営権を脅かす労働者生産管理、大規模なゼネラル・ストライキは軍事力も駆使して弾圧された。

総じて、初期の占領政策でアメリカが想定していた日本は、アメリカに二度と刃向かわず、しかも社会主義化しない、平和主義と資本主義を堅持する非大国だった。マッカーサー（連合軍最高司令官）の「日本の役割は太平洋のスイスとなること」との発言は、それを象徴していた。

そしてその前提には、アメリカに敵対する民族意識、すなわち戦時中の「鬼畜米英」はもちろん、社会主義と結びつく民族独立・民族解放の意識を「自然」な形で溶解させ、日本を占領するアメリカへの反感を抱かせず、むしろアメリカをこそ普遍的正義・民主主義の模範とみなさせ、日本の将来の目標・理想のモデルと思わせるという明確な意図があった。

こうしたアメリカの初期占領政策の目的が、敗戦後の日本国憲法の骨格を形成した。

日本国憲法は、GHQ 民政局メンバーが起草した英文草案をもとに、水面下での協議を経て、1946年3月、憲法改正草案要綱（日本政府案）として提案された。その後、若干の変更が加えられ、1946年6月に国会に上程、11月に圧倒的支持を受けて公布され、翌年5月に施行された。新たな日本国憲法は、国民主権・基本的人権の尊重を前提に、あらゆる領域での民主化の条項を備えていた。

ただし、この憲法制定過程には一つの重大なターニング・ポイントがあった（ダワー 1999=2001b: 161-3）。GHQ 民生局が作成した英文草案では、主権者は「people（人民）」だった。日本の外務省が準備した当初の訳文も、それを「人民」と訳していた。しかし当時、「人民」という用語は、社会主義・共産主義につながる社会変革の担い手という意味合いを色濃くもっていた。日本共産党の憲法草案は「人民主権」を主張していた。そこで日本政府は、これをあえて「国民」と翻訳した。「国民（nation）」概念は「人民（people）」に比べ、国家と親和性が強い。「国民」は戦時中、戦争遂行宣伝のスローガンの中でよく使用された言葉で、逆に戦争や天皇制に反対した人々は「非国民」として非難・弾圧された。日本政府の翻訳担当者は、「国民という言葉で国家の一員としての意味合いを強調したかった。人民という言葉は排他的で天皇制に反対する人々という意味を伝えてしまう」と後にその意図を説明している。GHQはこの訳語に注意を払いつつ、しかし承認した。敗戦後の日本国の主権者は「人民（people）」ではなく、「国民（nation）」になった。

新たな日本国憲法には、他国の憲法・基本法には見られない2つの大きな特徴があった。

一つは象徴天皇制（第一条）、いま一つは平和主義（第九条）だ。

以下、この2つに注目し、敗戦後の「日本国／日本国民」の形成過程を考察していこう。

3 象徴天皇制にみる「日本国／日本国民」

敗戦後の「日本国／日本国民」の統合の原理は、日本国憲法第一条に明示されている。「天皇は、日本国の象徴であり国民統合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基く。」「日本国／日本国民」とは、天皇を象徴として統合された政治的共同体だ。

3.1 象徴天皇制とその受容

なぜ、天皇が統合の象徴とされたのか。

その最も直接の答えは、それがアメリカの意向・政治的選択だったからだ。

アメリカは、敗戦後の日本の革命的騒乱、社会主義・共産主義化を阻止し、アメリカの目的に沿った日本の国民国家統合を確立する観点から、天皇を最も有効な核・傀儡として活用すべきと判断した⁸⁾。もとよりそれは、日本の歴史・民衆の天皇観の研究をふまえた判断だ⁹⁾。

実際、天皇は7世紀末～8世紀初、倭国が中国中心の世界秩序（冊封体制）から離脱し、「日本国」へと国号を改めたのと軌を一にして、中国皇帝の家臣である倭王ではなく、中国皇帝と対等な地位——ただし中国の承認を得ない自称——として生成した¹⁰⁾。しかもその際、中国の易姓革命思想は取り入れず、天皇を日本国を作った神の直系子孫とする「神話（天孫降臨）」、および「血統主義（万世一系）」で権威づけた。つまり中国の場合、皇帝自身が天命を受けた人間で、皇帝に不徳があれば、その地位は天命によって別姓の人間に取って代わられる。これに対し、日本の天皇は神の子孫であり、政治的に無答責で、他の血統の人間が取って代わることもできない。この虚構の上に、「日本国」と天皇は密接不可分のものとして成立した。

そこで日本では、天皇独裁を建前とする律令国家の崩壊後も、権門体制、天下統一と幕藩体制、幕末・維新时期において、各時代の権力者は「日本国」の統合の核として、つねに天皇を維持・活用してきた。特に明治以降、近代国家としての「日本国」の構築において、天皇は最も重要な核とされた¹¹⁾。

第二次世界大戦後の新たな権力者であるアメリカもまた、「日本国」の統合、とりわけ脱近代化——資本主義・国民国家の克服——を阻止し、近代国民国家の枠内での統合を図るに当たり、天皇を最も便利な核・傀儡とみなし、または天皇以上の核を発見できなかったのである。

では、日本政府や日本国民は、こうしたアメリカの政治的選択をいかに受け止めたのか。

まず敗戦前後の日本政府は、天皇制——「国体」・天皇主権——護持をほぼ唯一の目的としていた¹²⁾。1945年12月、実質的には日本政府の憲法問題調査委員会案として提出された憲法改正4原則——松本國務相私案——も、天皇主権を自明の前提としていた。

そこで、GHQがこれを否定し、国民主権・象徴天皇制の憲法草案を示した時、日本政府当局者は「驚愕と憂慮」に見舞われた¹³⁾。

しかしその後、日本政府は象徴天皇制案を受容していった。それは、アメリカの意向に従うしかないとの消極的理由だけではない。日本でも労働者・農民の階級運動・社会主義勢力が強まる中、これを押さえ込み、国民国家の統合を維持するというアメリカの目的を、日本政府も理解し、共有したのである。日本が社会主義化すれば、天皇制は完全に廃止される。また、天皇の戦争責任を追及する国際世論、特に連合軍極東委員会のそれを押し切って天皇制を護持するためにも、天皇主権の廃止は必要な妥協だった¹⁴⁾。

そこで日本政府は象徴天皇制を受け入れ、新憲法の制定過程に工夫をこらした。

まず、天皇が国会（帝国議会）に「政府当局其れ克く朕の意を体し、必ず其の目的を達成せむことを期せよ」という勅語とともに憲法案を提議した。事実上、天皇が臣民に対し、新憲法を支持することを命じたのである。

また憲法公布に際し、「上諭」も付加した。「朕は、… 帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる 御名 御璽」。「上諭」は、単なる公布文にすぎない。しかしこれにより形式的には、天皇が主権者として自発的に主権者の地位を降り、新たな国家・国民の統合の象徴に就任したことになる。戦後の憲法は、天皇の裁可・意思に基づく、戦前の大日本帝国憲法の規定に沿った改正であり、天皇によって公布されたとの形式が整えられた。

一方、日本国民は、象徴天皇制をいかに受けとめたのか。

日本国民の一部には、天皇制廃止を求める声もあった（5.1 参照）。

しかし、大多数の日本国民は天皇制存続、しかも天皇主権の維持を支持していた¹⁵⁾。各種世論調査では9割以上の国民が天皇制存続を支持し、衆議院の総選挙でも天皇主権の憲法草案を掲げた諸政党が圧倒的多数の議席を獲得した。

主権者の交代—国民主権—という革命的要変の下、象徴天皇制を国民の意思・選択とみなす「8月革命」説（宮沢 1946）は、日本国民がなぜ天皇制を圧倒的に支持したのかという理由まで説明し得ない¹⁶⁾。むしろ日本国民は、敗戦による荒廃からの復興において日本の国民国家としての統合が必要と考え、その核を—アメリカがそうだったように—天皇に見出し、あるいは天皇以外に発見できなかったのだ。天皇制維持というアメリカの政治判断も、こうした日本国民の意識動向を抜きにはありえなかつたろう。

その意味で敗戦後の日本国民とは、「神話（天孫降臨）」と「血統（万世一系）」を権威の根拠とする天皇を象徴として統合された政治的共同体だ。日本国民は、そうした「国体」に基づき、国民主権という「政体」の下、主権者として民主的権利を享受することとなった。

このような日本国民の意識は、戦前の単なる残滓ではない。戦前と戦後の日本社会には明確な断絶があり、しかもそれは主権の移動にとどまらない。その断絶は、アメリカが導入した一国単位の近代化論を補助線として誘導・構築された。様々な封建制の残滓が維持されたヨーロッパ諸国に比べ、自らを純粋で典型的・進歩的な近代国民国家とみなすアメリカの眼差しには、戦前の日本もまた多くの封建制の残滓に彩られた古い国家と定義された¹⁷⁾。もとより実際には、戦前の日本の諸制度—天皇制、軍隊、財閥・地主制、イエ制度、学校教育、強固な民族意識・「国体」等—がいずれも封建制の残滓ではなく、明治以後に構築された近代的諸制度・慣習だったことは明白だ¹⁸⁾。独裁国家も民主国家と同様、近代の産物にほかならない。しかし敗戦後の日本では、これらはすべて「封建的」と再定義され、敗戦後のアメリカ主導の民主化を「脱封建・近代化」の普遍的・必然的な進歩とみなす新たな虚偽意識・「神話」が刷り込まれていった。

こうした敗戦後の日本の国民意識は、戦前日本の近代化—帝国主義戦争・植民地支配—の歴史の忘却と表裏一体だ。戦前の天皇主権が「封建的」で、戦後の象徴天皇制は「近代的」で「民主的」といった、戦後の日本でしか通用しない奇妙な歴史認識の生成でもある。

3.2 象徴天皇制の矛盾

天皇を統合の象徴とすることで、敗戦後の「日本国／日本国民」は多くの矛盾を抱え込まざるを得なかつた。

まず第1は、戦前の日本帝国主義の支配階級の戦争責任、とりわけ主権者である天皇の責任の曖昧化だ。戦前、被支配階級・非主権者だった大多数の日本国民は、いうまでもなく多大な戦争被害を経験した。しかし敗戦後、その被害をもたらした国家支配者の責任を追及する階級の主体性を放棄し、それよりも国民国家としての統合を選択したのである。これはまた、アジア諸民族の戦争被害者との階級的な「国際連帯（internationalism）」の放棄でもあった。さらに日本国民は、戦争の最高責任者たる天皇をさえ赦免した以上、戦前の多数の国家指導者の責任はもちろん、アメリカ帝国主義の戦争責任—原爆・空襲・沖縄地上戦等による非戦闘員の大量虐殺—もまた、曖昧にせざるを得なかつた。

第2の矛盾は、国家の政治理念の曖昧化だ。

敗戦後の日本に元首がいるのか、天皇は元首なのかについては諸説あり、日本政府も公式見解

を示していない¹⁹⁾。天皇は立憲君主か、それとも「象徴 (symbol)」にすぎないのか。日本国の政治理念は非常に曖昧だ。ただし天皇は外国訪問の際には概ね元首として遇され、日本の在外公館は天皇家の紋章 (菊紋) を掲げている。海外では天皇は元首とみなされているとあってよい。

政治理念の曖昧さは、国名にも現れている。国名で建国の理念を示す国家は少なくない。国王 (立憲君主) を戴く「王国」 (イギリス・タイ・スウェーデン等)、国民が元首 (大統領等) を選挙で選ぶ「共和国 (または民国)」 (イタリア、インド、韓国等)、その中でも複数の独立した法的主体である州・国が連合して一つの主権を構成する「合州国 (または連邦)」 (アメリカ、ロシア、スイス、ドイツ等)、そして社会主義・共産主義を国是とし、国家主席を元首とする「人民共和国 (または社会主義共和国)」 (中国、ベトナム等) である。

日本の天皇は「王 (king)」ではなく、「皇帝 (emperor)」だ。天皇を元首として戴く国は「日本帝国」だが、これは 1945 年に崩壊した。また敗戦後の日本が国民主権である以上、「帝国」は不適切でもある。日本は「王国」とも名乗れない。天皇が存在する以上、「共和国 (民国)」ともいえない。あえていえば、アメリカが「帝国 (大日本帝国)」を解体したが、同時に「人民共和国」化を警戒し、これを阻止するため、天皇制を維持した。そこで「共和国 (民国)」も名乗れず、「日本国」とするしかなかったのである。

第3に、天皇が民主主義国家の統合の象徴たり得るか、との問題もある。天皇の権威の根源は前述の如く、「神話 (天孫降臨)」と「血統 (万系一世)」にある。しかし天皇自身は 1946 年、自らが神であることを否定し、「人間宣言」を行った。敗戦後の大多数の日本国民も、天孫降臨の神話を信仰していない。日本国憲法は、血統の尊卑・門地による差別を明確に禁じている。敗戦後の日本では、天皇を統合の象徴とする理由・根拠についてはあえて考えず、語らずにやりすごすことが、民主主義・国民主権を安泰にするための作法となった。敗戦後の「日本国/日本国民」は、思考停止の上に成立している。「政体」は国民主権に変化したが、しかし「国体 (天孫降臨・万世一系)」は継承され²⁰⁾、ただしそれをアンタッチャブルな存在にすることで、敗戦後の民主主義は成立したとあってよい。「8月革命」説も、戦後民主主義を安泰にする作法の一つだ。

戦後の日本人にとって「民族に無関心であること」、「民族に拘らないこと」は、戦前の天皇主権の記憶へのフラッシュバックを招かないために必要な「留め金」だ。そしてそれこそが封建制を脱し、近代的・民主的な国民になるための作法とも見なされる。

そして第4に、象徴天皇制はこうした「国体」に疑問を抱く、または「国体」の側から疑問を抱かれる異質な「人民 (people)」を「日本国民」から排除する。もとよりあらゆる国民国家は「想像の政治的共同体」で、しかもそれは「本来的に限定」されたものとして人民を一方で統合・包摂し、他方で分断・排除する (アンダーソン 1983=2011: 24)。たとえば文化的・民族的多様性を前提とする連邦等は、その多様性を尊重した国民統合と同時に、国民内部に多様な文化・民族に基づく分断・隔離を再生産する。人権・民主主義といった「普遍的」と称される価値に基づく共和制は、その単一の価値によって多様な民族を国民として包摂し、したがってその価値への帰服・同化を国民に強制する。これらに対し、敗戦後の「日本国/日本国民」は戦前のそれと同様、天皇を象徴・核として統合された政治・文化・民族的共同体だ。そこでは異民族は一方で国民から排除され、同時に他方で国民としての同化を強制される (6.1, 6.2 参照)。しかも排除や同化強制の基準は人権・民主主義といった「普遍的」価値ではなく、日本の固有の文化的・民族的価値だ。同民族の人民も、文化的な同調圧力に晒される。島国単位の戦後版「単一民族神話」の完成である²¹⁾。

4 平和主義にみる「日本国／日本国民」

次に、憲法平和主義との関係で、「日本国／日本国民」の形成過程を見ていこう。

4.1 平和主義とその受容

日本国憲法第九条は、「日本国民は、… 国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定する。

これは、同じ平和主義と称されるスイスの武装・非同盟中立より、一層徹底した平和主義だ。憲法制定議会においても日本政府は、国の正当防衛・自衛権行使としての戦争も放棄する旨、明確に答弁した。

では、日本国民の安全と生存は何によって担保されるのか。

憲法前文によれば、それは「平和を愛する諸国民（the peace loving peoples of the world）の公正と信義」によって担保される。「諸国民」は、英文草案では“nations”ではなく、“peoples”で、しかも複数形だ。つまり日本国民の安全と生存は、自他の「国家・国民（nations）」の武力・自衛権・国策、あるいは憲法の存在それ自体ではなく、世界の「人民（peoples）」の「国際主義（internationalism）」によってのみ担保される（和田 1997: 39, 2014: 12）。

このような憲法平和主義の成立には、いくつかの国際的背景があった。

まず第1は、第二次世界大戦の惨禍を経験した世界の人民の、反戦・平和の世論だ。第二次世界大戦に突入する前に、アメリカ・大日本帝国を含む諸列強が締結したパリ不戦条約（1928年）は単に帝国主義諸列強間の利害調整にとどまらず、世界の人民の反戦・平和意識を反映していた。「締約国は国際紛争解決のため戦争に訴えることを非とし、……国家の政策の手段としての戦争を放棄することを其の各自の人民の名に於いて厳粛に宣言す（第1条）」。この戦争放棄条項は、GHQの憲法草案作成者・日本政府当局者の双方にとってなじみのある文言だった。また極東軍事裁判でも、日本の侵略戦争がこの条約違反に該当するか否かが一つの争点となっていた（ダワー 1999=2011b: 143-4）。

第2に、最も直接的な背景として、アメリカの対日占領政策の目的がある。アメリカは、日本帝国主義を完全に解体し、その復活を阻止するため、日本を軍事的に無力化する必要があった。また同時に、天皇制の維持を目指すアメリカにとって、日本の戦争放棄は天皇の戦争責任を追及する国際世論の説得に必要な手段でもあった（3.1 参照²²⁾）。

そして第3に、各国の政府・「国民（nations）」にとって日本国憲法平和主義は、戦前の日本帝国主義への制裁であり、その復活を阻止するための「手枷」でもあった。日本国憲法の平和主義を人類に普遍的な理想と受け止め、自国憲法に導入した国民国家は、日本以外に存在しない。

では、日本政府および日本国民は、憲法平和主義をいかに受け入れたのか。

まず日本政府のほぼ唯一の目的は前述の如く、天皇制護持にあった。そこでマッカーサーから、天皇の戦争責任の明確化を求める連合軍極東委員会を説得し、天皇制を維持するには、天皇主権の廃止だけでは足りず、交戦権の放棄が必要と指示され、これを受け入れた。また当時の日本政府にとって、戦力・交戦権の放棄はアメリカ占領下での既成事実であり、その受け入れは最も現実的な現状追認でもあった。

一方、日本国民の中にはごく一部、憲法平和主義に反対する勢力もあった（5.1 参照）。しかし大多数の日本国民は、これを支持・歓迎した²³⁾。

これはまず、「二度と戦争は嫌」という素朴な厭戦・反戦意識に基づく。前述の世界の「人民 (peoples)」の反戦・平和の世論の一環だ。また日本国民は、原爆や空襲といった非戦闘員の大量殺戮の被害経験を通して、いかなる正義を掲げた戦争も「悪」で、二度と繰り返してはならないとの認識を広く共有していた。「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」（日本国憲法前文）した平和主義は、日本国民の心情と完全に合致した。

これに加え、敗戦後の日本のマスメディア・オピニオンリーダー・学校教育等では、新時代の平和主義ナショナリズムともいうべき憲法平和主義の礼讃もみられた²⁴⁾。憲法平和主義こそが「世界に誇る平和国家日本」の象徴であり、日本は「武力と戦争を放棄した『選ばれし国』」、「(戦争に)負けて、(平和・文明で)勝つ」等の言説だ。ここには、平和憲法を持たない他国より、日本は「先進」というナショナリズム・一国単位の進歩史観が濃厚に読み取れる。

4.2 憲法平和主義の制約と可能性

さて、憲法平和主義を支持・歓迎した日本国民は、世界の「人民 (peoples)」と共有する普遍的な反戦・平和意識とは別に、いくつかの制約・限界を抱え込んでいた。

まず第1に、日本国民の厭戦・反戦意識は、主に原爆・空襲・家族の徴兵など日本列島内での戦争体験、すなわち日本列島・太平洋戦線におけるアメリカへの敗北に伴う被害に根差していた。それは、自らの戦争被害とアジア・太平洋地域の諸民族のそれを共通の階級的被害と捉える想像力・認知枠を大きく制約した。しかも日本国民は、自らの主体的な政治選択、または戦争を推進した戦前の支配階級を打倒することによって、自力で戦争終結を勝ち取ったわけでもない。その点で日本国民の平和意識には、戦争被害者としての階級的主体性、および、それに基づく国際連帯の視野が希薄だった。

したがって第2に、日本国民の厭戦・反戦意識には、帝国主義の侵略戦争もこれに抗する民族解放闘争も同一視して、すべての戦争を「悪」とみなす要素が濃厚に含まれていた。それは、戦前のアジア諸民族に対する日本帝国主義の侵略戦争の歴史の忘却とも表裏一体だ。そして実際、敗戦後の日本国民は、戦争の最高責任者だった天皇を、戦後の自らの統合の象徴として平然と受け入れた。アジア諸地域への戦後補償にも、ほとんど無関心だった。それはまさに戦争に賛成か、それとも反対かといった抽象的命題に単純化され、歴史的分析に耐え得ない平和主義だ（孫 2013: 65)²⁵⁾。まして戦後日本を「平和先進国」とみなす平和主義ナショナリズムに至っては、周囲のアジア諸民族からみれば、自民族の固有の歴史に向き合おうとしない滑稽な尊大さでしかなかった。

第3に、敗戦後の日本国民が民族解放の意義に無関心であることは、そのまま自らの民族独立への無関心を意味した。日本国民は、アメリカへの敗北によって手にした「平和」の下、アメリカの戦争責任——原爆・空襲・沖縄地上戦による非戦闘員の大量虐殺——を不問に付し、アメリカによって供与された国民主権と「民主」的諸権利の消費者となった。自国を軍事力で占領・支配するアメリカを民主主義のモデル・模範とみなす戦後の日本国民が、成立したのである。

とはいえ、ここで特に留意すべきことは、実際の日本国憲法平和主義が、実は反帝国主義・民族解放闘争の階級的な「国際連帯 (internationalism)」とむしろ親和的という事実である²⁶⁾。

日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」

し、「国権の発動たる戦争」を永久に放棄した。すなわちここで禁じているのは、「国家（nation）」の戦力保持・交戦権であり、「人民（people）」による階級闘争・民族解放闘争ではない。また民族解放闘争はほとんどの場合、国権の発動たる戦争ではなく、人民によって自発的に、それゆえに国籍を問わず、国際的に遂行されてきた。独立以前の植民地には、国家・国民はそもそも存在しない。反帝国主義の民族解放闘争は、各民族が自前の国民国家（「一民族一国家」）の形成を目指す民族主義に基づくものではない。自民族に抑圧・苦難をもたらす帝国主義世界システムに対する広義の階級闘争だ。このような非国家的な人民による民族解放闘争を、憲法平和主義は決して否定していない。国家による戦争を禁じた憲法平和主義は、まさに近代立憲主義・国民主権という歴史的制約からの飛躍であり、ポスト・コロニアルの世界秩序に開かれた理念だ²⁷⁾。

そして「平和を愛する世界の『人民（peoples）』」は、原爆・空襲等による大量「無差別」殺戮を行わない。それは、単なる平和への指向性や道徳心からではない。非戦闘員に対する「無差別」殺戮は、実は無差別ではなく、特定の「国民（nation）」——敵国民一般——を標的とした差別的・選択的殺戮だ。国境・国籍を越えて広がる人民は、自らを殺戮するこうした戦法は論理必然的に採用できない。

ただし、敗戦後の大多数の日本国民は前述の如く、こうした反帝国主義の階級闘争・国際連帯の主体性を事実上、放棄した²⁸⁾。そこで戦後の日本において、憲法平和主義の意義は歪曲・矮小化されざるを得なかった。

4.3 東西冷戦の激化と平和主義の変質

憲法が公布された翌年の1947年、その矛盾が早くも露呈した。アメリカの対日占領政策が大きく転換したのである²⁹⁾。

アメリカは当初、東アジアにおける共産主義勢力の拡張を中国で阻止するため、中国内戦で国民党に膨大な軍事・経済支援を行っていた。

しかし中国では共産党が優勢となり、そこでアメリカは日本を「反共産主義の防壁、極東の工場」（1948年、ロイヤル陸軍長官声明）にすることとした。日本の再軍備、および独占資本主義の復活を目指したのである。1949年、中国で共産党が勝利し、中華人民共和国が成立した。これにより、アメリカの対日占領政策の転換も決定的となった。独占禁止法は事実上、骨抜きとされ、独占企業には優先的に融資・減税がなされ、民衆には低賃金・低米価・増税が課された。

さらに1950年、ソ連がアメリカの軍事力をヨーロッパから東アジアにシフトさせるため、朝鮮半島で戦争を引き起こし、アメリカも東アジアでの覇権を確保するため、これに呼応した³⁰⁾。朝鮮半島で、米ソの代理戦争が勃発したのである。日本の独占資本はこれを「天佑」として兵器生産を再開し、膨大な「特需」で利潤を急激に増殖した。日本は、戦前の鋳工業生産水準を一挙に回復した。同時に日本は、朝鮮半島に向けたアメリカ軍の出撃・中継基地となった。アメリカは、「日本国には自衛権がある」（マッカーサー）、「日本を軍事基地化する」（ブラッドレー・陸軍参謀総長）と宣言し、沖縄に恒久的な軍事基地の建設を開始した。またアメリカ軍の朝鮮出兵に伴う「穴埋め」として、日本に警察予備隊の創設・再軍備を指令した。

こうしたアメリカの政策転換、とりわけ再軍備の要求に対し、日本政府は当初、経済復興優先の立場から、「アメリカ自身が付与した平和主義憲法」を口実として一定の抵抗を示した。しかし次第に、アメリカの冷戦戦略の下で「応分の負担」を担うことにより、経済成長を実現する路線へとシフトしていった。そこで憲法制定時の「自衛を含む交戦権・戦力の完全放棄」という解

積を覆し、憲法第九条の下でも国家の自衛権は保持され、そのための武力は憲法が禁止する戦力に該当しないとする解釈へと変更した。なし崩し的な解釈改憲だ。

そして1951年、日本政府はサンフランシスコ講和条約を締結した（1952年発効）。アメリカによる占領が終結し、日本は「独立」を果たしたのである。

しかし、その「独立」もまた、アメリカの世界戦略の枠内で実施された³¹⁾。

まず講和条約は、ソ連や一部の非同盟諸国を排除し、アメリカの強い影響下にある「西側」諸国とのみ締結された（「片面講和」）。日本は、東西冷戦に「西側陣営の一員」として対峙する立場を明確にして、アメリカに「独立」を認められたのである。戦前の日本帝国主義による主な被害国（中国・韓国・朝鮮等）も、講和会議に招待されなかった。沖縄・奄美・小笠原群島は講和条約締結後も引き続き、アメリカ軍の直接統治下に置き捨てられた。

また講和条約と同日、日米安保条約が締結された。その具体的運用は1952年、日米行政協定で定められた。これは、アメリカ軍が引き続き日本への駐留権を継続するが、日本の防衛義務は負わず、また日本はアメリカに無制限に基地を提供し（「全土基地方式」）、基地周辺地域での治外法権を認める等、典型的な片務的不平等条約だった。アメリカの指令に基づいて創設された警察予備隊は、保安隊・自衛隊へと改編されたが、その中枢指揮権はアメリカ軍が握り続けた。

こうしたアメリカへの従属もまた、アメリカによる一方的押し付けではない。日本の政府・独占資本もまた、「軍事的真空状態は共産主義の侵入を招く」との判断から、アメリカ軍の駐留継続・日本の再軍備を要求した。

1951年に発表された日米経済協力構想は、日本がアメリカの冷戦戦略の枠内で加工貿易輸出を軸に経済発展を遂げる路線を提示した。1\$ = 360円の固定為替レート、IMF（1952年）・GATT（1954年）への加入は、アメリカドルを機軸とする自由貿易体制への参入を決定づけた。1952年には独占禁止法が改定され、後の6大企業集団（三井・三菱・住友・富士・第一・三和）が形成された。

日本は、サンフランシスコ講和条約によって形式的に「独立」した。しかし同時に、アメリカの事実上の「属国」として東西冷戦戦略に組み込まれた³²⁾。その枠組みの中で独占資本主義国としての復活を目指すことが、敗戦後の日本政府が選択した国家戦略だった。

4.4 日本国民の抵抗と馴化

日本国民は、こうしたアメリカと日本政府の路線転換にいかに対応したのか。

日本の独占資本主義復活は、大多数の日本国民の生活に深刻な矛盾をもたらした。前述の如く、大企業の資本蓄積を推進するため、民衆には低賃金・低米価・増税が課された。公共事業、福祉、教育の政府予算は大幅に削減された。中小零細企業をはじめとする倒産、労働者の解雇・失業が激増した。朝鮮戦争の特需も、労働者には労働時間延長・労働強化、臨時工など不安定雇用の増加をもたらしたにすぎない。賃金は停滞し、労災事故も増加した。中小零細企業には、特需も無縁だった。

そこで、労働者・農民の生活防衛の社会運動が急速に活性化した。アメリカ軍基地建設のための土地・漁場の強制収容に対し、農民・漁民の反対運動も起きた。憲法平和主義をふまえ、日本の朝鮮戦争への加担や再軍備に反対する運動も広がった。サンフランシスコ講和会議に際しては「片面講和」に反対し、社会主義国や非同盟諸国、特に日本が戦争被害をもたらした国々を含む「全面講和」を求める運動も全国的に展開された。日米安保条約に反対し、在日アメリカ軍基地

の撤去を求める運動も広がった。これらの運動は多様な政治的立場を含むが、総じて東西冷戦の枠組を超えた、非武装・非同盟の日本国の形成という主張が主流をなした。この時期の日本国民は、自らの民族独立・民族自決に無関心ではなかったといえよう。

またそれは内向きの民族主義でもなく、世界の「人民」の普遍的な反戦・平和の世論とも連鎖した。「全面講和」の要求には一部だが、アジア諸民族の戦争被害の賠償問題への視点も垣間見られた。「原子兵器の絶対禁止」を求めるストックホルム・アピール（1950年）を支持する署名運動を画期として、日本国内の反核・平和運動も全世界への訴えとして活性化していった³³⁾。

しかし、このような日本国民の運動は、いうまでもなくアメリカの冷戦戦略・日本政府の国家戦略と真っ向から対立した。そこでアメリカ占領軍・日本政府は、これを徹底的に弾圧した。団体等規制令（1949年）で、アメリカ占領軍に反抗する団体の結成は禁止された。特に朝鮮戦争開始後は、労働者のデモ・ストライキの禁止、左翼的労働組合への解散命令、共産主義者の公職追放等、戦前への「逆コース」といわれる諸政策が推進された。今も真相が謎に包まれた政治的謀略事件（下山事件・三鷹事件・松川事件等）、血のメーデー事件に象徴される武力弾圧も頻発した。

しかも日本国民の多くは前述の如く、総じていえば、反帝国主義・民族解放、戦争責任の明確化に無関心だった。アメリカは自らの冷戦戦略に基づき、関係国に日本への戦争賠償の請求打ち切りを要求し³⁴⁾、多くの日本国民もそれを当然のこととして受け入れる傾向にあった。そして日米経済協力構想により、日本がアメリカ従属下で経済成長を実現——日本がアメリカの「下請けの帝国」（酒井 2015a: 10）の地位を享受——し得る道筋が示されると、日本国民の世論も現状追認の方向へとシフトしていった³⁵⁾。日本政府・与党の政治路線を支持する国民が増え、政府は安定した政治基盤を確立していったのである。

また日本国民の中では、「島国」単位の一國平和主義も台頭・定着していった。「日本に戦争が起きなければ／日本が戦争に巻き込まれなければ」良しとする世論の浸透である。

その第1は、憲法平和主義と日米安保条約をともに日本の安全保障に有効な道具とみなし、支持する世論だ。日本政府の解釈改憲への支持とあってよい。日本国には自衛権があるが、単独での防衛は不可能で、日米安保条約が不可欠だ。また日米安保条約があるからこそ日本は軽武装で済み、経済成長に傾注できる。軽武装の歯止めとして、また他国に警戒感を与えないためにも憲法平和主義は有効だ。この立場は、有事にはアメリカが必ず日本を防衛するという絶対的信頼の上に成り立ち、その信頼の維持にはアメリカへの絶対的従属が不可欠となる。

第2は、アメリカ従属を脱し、日本が独立を達成するため、平和主義憲法を改正（明文改憲）すべきとの世論だ³⁶⁾。1954～1955年、与党民主党をはじめとする保守政党はいずれも憲法改正を主張した。ただしこうした「自主憲法」策定の主張もまた、アメリカによる改憲・軍備増強の要求に基づく点に、日本の「属国」性が露呈している。

そして第3は、日米安保条約のせいで日本がアメリカの戦争に巻き込まれることを危惧し、平和主義憲法こそが日本国民の安全を守るとの世論だ。実際、日米安保条約に基づき、日本はアメリカの極東での戦争の出撃・補給・中継基地となり、戦争に巻き込まれるリスクは高まる。そこで日本は日米安保条約を廃棄し、平和憲法に基づく平和国家になるべきとの主張である。それはときとして、政府・与党の改憲策動に対して憲法を「防衛」し、しかも日本国が平和憲法をもつがゆえに、またそれを守り抜く日本国民の国民的努力によって、したがって日本国民のみの安全と生存が守られるといった一國的・防衛的な護憲意識にもつながった。

以上の3つの世論は、政治的には相互に対立する。しかしいずれも、「島国」単位の一國平和

主義である点で共通している。すなわち人類に普遍的な憲法平和主義の理念、またはそれを称揚する平和主義ナショナリズムの「誇り」が、日本国民の中で相対的に希薄化していったのである。

5 異端の「日本国民」：日本共産党

さて、敗戦後の日本国憲法に基づく「日本国／日本国民」の形成に異議を申し立てた主体もあった。

その一例が、日本共産党だ。

5.1 日本国憲法の批判

同党は、1946年の憲法制定議会で反対票を投じた³⁷⁾。君主制廃止・人民主権、さらに天皇の戦争責任の明確化を求める立場から、象徴天皇制に反対した。また、国が戦力・交戦権を放棄する平和主義に対しても、それが侵略戦争と民族解放闘争を同一視する抽象的で無力な規定であり、「我が国（日本）の自衛権を放棄して、民族の独立を危うくする危険がある」と批判した。戦争一般ではなく、帝国主義による侵略戦争の放棄を主張したのである。

こうした日本共産党の主張は、戦争被害者の階級的な国際連帯、反帝国主義・民族解放闘争の観点に基礎づけられていたといえよう。

すなわち第1に、共産主義は本来、国籍・民族を問わない被抑圧階級の国際主義だ。プロレタリアに「祖国」はない。日本共産党は1922年の結成後、コミンテルン（共産主義インタナショナル）の日本支部として承認された³⁸⁾。共産主義者は国籍を問わず、居住地の共産党に所属して活動していた³⁹⁾。共産主義運動にとって、世界革命・階級闘争を軽視する民族主義・ナショナリズムは批判・克服すべき対象だ。

第2に、日本共産党を含む各国共産党は、反帝国主義の立場から、植民地の民族解放を重視していた。帝国主義が一個の世界資本主義システムである以上、民族解放闘争はそれ自体、反資本主義の社会主義的運動だ。それは、国籍を越えた被抑圧階級・被抑圧民族の国際連帯によって遂行され、したがってその目標は、単に個別の排他的な国民国家の統合（「一民族一国家」）にとどまらない。植民地支配は「けっしてたんなる民族問題（Nationalitätsfrage）ではなく、…生存問題（Existenzfrage）」（マルクス [1867] 1966c: 550）であり、民族自決とは「様々な民族の労働者階級の中に完全な階級的連帯を育てあげること」（レーニン [1914] 1957b: 231）⁴⁰⁾にほかならない。

したがって第3に、日本共産党の主張も排他的な国民主義ではなく、階級的な国際主義であった。日本の「人民（被抑圧階級）」は、アジア諸国の人民と同様、日本帝国主義による侵略戦争の被害者だ。そこで国籍を越えて連帯し、戦前の日本帝国主義の支配階級の責任を明確にし、日本において世界革命の一環としての反帝国主義の民主主義革命を達成しなければならない。こうした階級的・国際的視点は、1970年代以降の「日本国民＝加害者」とみなす「左翼」ナショナリズムとは異なる。また日本共産党には戦前はもちろん敗戦後も在日朝鮮人が多数、所属していた⁴¹⁾。これは前述の居住地での党所属という組織原則、および、朝鮮の民族解放と日本の民主主義革命をともに反帝国主義の世界革命の一環と位置づける戦略的認識に基づいていた。

5.2 歴史的制約

しかし、こうした日本共産党の主張は、多数の日本国民の支持を得たとは言い難い。憲法制定当時、共産党の国会での議席は6議席（選挙時5議席、繰上当選1議席）にとどまった。大多数の日本国民は前述の如く、象徴天皇制・非武装平和主義を含む憲法を支持・歓迎したのである。

もとよりこうした日本国民の選択は前述の如く、アメリカの冷戦戦略、および、日本政府の国家戦略に誘導された。

しかし、当時の日本共産党が、これらを十分に批判し尽くせなかった幾つかの制約を抱えていたことも事実だ。

すなわち第1に、当時の日本共産党はアメリカ占領軍を「解放軍」と規定し、その占領下で平和的に民主主義革命、さらに社会主義革命への発展が可能との認識に立っていた⁴²⁾。アメリカを、批判・克服すべき帝国主義と認定するに至っていなかったのである。

第2に、日本共産党は、日本が当面する革命を民主主義革命と規定していた。そこでアメリカが推進する民主化やその目的を根本から批判できなかった。

第3に、その前提として日本共産党は、戦前の日本の近代的諸制度——天皇制、地主制、家制度、民族意識・「国体」等——を半封建制と規定し、これを払拭する敗戦後の民主化を脱封建の近代化と捉え、その限りで近代化を肯定していた。国民国家の統合・近代化・民主主義革命（民主化）という一国単位の進歩史観に掬め取られていたのである。

ただし、こうした3つの制約は——社会主義革命への発展を除き——前述の如く、いずれも日本共産党のみならず、当時の大多数の日本国民が共有していた。

したがって、日本共産党が本来の階級的国際主義を堅持できず、一国単位の近代化論に陥ったことには、固有の背景が考察されねばならない。

その第1は、戦前日本のマルクス主義、特に講座派の歴史・社会認識であろう。講座派は、戦前の日本における半封建的な社会基盤が、日本の近代化・帝国主義化に不可欠の構成要素として構築された事実を直視し、絶対主義的天皇制を批判した。これは、封建制の残滓が近代化の過程で自然に払拭・克服されるという単純な進歩史観に立ち、天皇制批判を軽視した労農派に比べれば、明らかに卓越した知見だ。しかしそれでも講座派も労農派と同様、一国単位の近代化・進歩史観の限界を免れていなかった。

第2にこれは、当時のマルクス主義研究の歴史的制約でもあった。すなわち1867年以降のマルクスの植民地・民族解放闘争論、1915年以降のレーニンの帝国主義論の意義が十分にふまえられていなかったのである。それはまた、マルクス・レーニンの社会理論を、絶えざる自己批判に基づく深化の過程と捉えず、不変の真理として教条化する歴史的制約でもあった。レーニンの理論枠に即していえば、日本の労農派の認識は初期レーニンの「ロシアにおける資本主義の発展」⁴³⁾のそれに近く、講座派のそれは中期レーニンの「二つの道」⁴⁴⁾に近い。いずれも後期レーニンの「帝国主義論」⁴⁵⁾を十分にふまえたものとは言い難い。「帝国主義論」の知見によれば、一国内では一見、封建制の残滓とみなされる諸要素も、帝国主義の下ではグローバル資本主義の不可欠の構成要素であり、したがってこれへの抵抗・異議申し立ては反封建の民主主義ではなく、反独占・反帝国主義の社会主義的意義をもつ。これは、1867年以降のマルクスの知見⁴⁶⁾とも概ね一致している。

5.3 人民戦線と国際共産主義の混迷

国際共産主義運動をめぐる、より大きな構造的背景も無視し得ない。

まず第1は、帝国主義戦争の構造それ自体の複雑化だ。

第一次世界大戦は、帝国主義諸国家間の覇権・利権争いだった。しかも当時、国際共産主義組織（第2インタナショナル）に加盟していた労働者政党・社会主義政党は、「祖国防衛」の名の下に自国の戦争に協力した。これに対し、帝国主義戦争に反対した共産主義者（共産党）は第3インタナショナル（コミンテルン）を結成した。コミンテルン・各国共産党は反ナショナリズム、反帝国主義の階級的国際主義・世界革命を重視していた。

一方、第二次世界大戦は、“ファシズム VS 反ファシズム”の構図で戦われた。共産主義勢力は反ファシズムの、したがってアメリカ・イギリス等の帝国主義国、および、多様な民族主義勢力との統一戦線結成を目指した。そこで求められる国際連帯も、「諸国家・諸民族の連合（united-nations / inter-nationalism）」となった。国際共産主義運動において、反帝国主義・反ナショナリズムの階級的「国際主義（international-ism）」は後景化した。

第2に、日本を含む枢軸国の共産主義運動には、こうした傾向が特に顕著となった。

ここでは、自国政府の侵略戦争への批判が主要な課題となった。そこで共産主義勢力は、自国政府に徹底的に弾圧された。また共産主義勢力にとって、反ファシズムと反帝国主義は事実上、一つの課題となった。より正確に言えば、当面の国内課題が反ファシズムの民主主義革命とされ、国際的な反帝国主義の社会主義革命は将来の課題とされた（「二段階革命論」）。

そして自国のファシズム政権を打倒するには、多様な国民的諸勢力との統一戦線が不可欠だ。祖国を破滅に追いやるファシズム政権を徹底的に批判する共産主義は、「真の愛国主義」となった⁴⁷⁾。

ファシズム政権崩壊後、旧枢軸国は東西冷戦の下、多様な政治的文脈におかれた。しかし総じてそこでは戦時中、ファシズム政権に弾圧されつつ、不屈の抵抗を続けた共産主義勢力は——少なくとも精神的な意味で——国民的尊敬・権威を得た。なお連合軍、特に枢軸国に直接支配されなかったアメリカ・イギリス等では、政府自体が反ファシズム戦争の主体となった。そこでそれらの国の共産主義勢力は独自の役割が希薄で、戦後も国民の中での存在感は脆弱だった。

総じて第二次世界大戦中、および、戦後における共産主義勢力、特に枢軸国のそれはナショナリズムに嵌まりやすい政治的文脈にあったといえよう。

そして第3にソ連の変質と覇権が、さらなる混乱をもたらした。

第一次世界大戦に際し、レーニンが指導したソ連共産党は、コミンテルン結成の中心だった。それは前述の如く、反帝国主義の世界社会主義革命の階級的国際主義を標榜していた。

しかし、レーニンの死後、ソ連共産党を率いたスターリンは「一国社会主義」論を唱え、1928年にはコミンテルンもこれに追随した。ソ連は世界社会主義革命の拠点ではなく、一つの帝国主義国・国家独占資本主義国へと変質した。

1935年、スターリン支配下のコミンテルンは、反ファシズムの人民戦線路線を決定した。しかし1939年、スターリンはドイツのヒトラー政権と不可侵条約を結んだ。またポーランド・バルト3国を分割する秘密議定書を交わし、それら諸国を侵略・併合した⁴⁸⁾。反ファシズムの人民戦線路線は事実上、棚上げにされた。

1941年、ヒトラー政権が不可侵条約を破棄し、ソ連に進攻した。そこでソ連は連合軍側に参加し、アメリカ・イギリスとの共同を進めるため、コミンテルンを解散した。さらにソ連は、各国

の共産主義運動に直接介入し、再び反ファシズムの人民戦線路線で管制した。「一国社会主義」論、および、反ファシズムの国民的統一戦線路線は、共産主義を「真の愛国」というナショナリズムに染め上げた。

総じてソ連は自国の覇権と国益を唯一の基準として、それをあたかも国際的共産主義路線であるかのように装い、各国共産主義勢力の政治方針を管制した⁴⁹⁾。各国共産主義勢力は、ソ連の変質を見抜けず、その強烈的な管制下で翻弄され、混迷・弱体化していった。

こうしたソ連による国際共産主義運動への介入・管制は、第二次世界大戦終結後も続いていた。戦後の東西冷戦は、資本主義と社会主義の対立ではない。世界資本主義システムにおけるアメリカとソ連という2つの帝国主義国の覇権争いにほかならない⁵⁰⁾。各国の共産主義勢力は世界社会主義革命の展望・組織を喪失し、しかもその現実を見抜けず、混迷を深めていた。スターリン批判が始まったのは、1956年以降だ。

5.4 民主民族戦線と戦術的「護憲」

そして1947年以降、東西冷戦の激化に伴い、日本共産党は新たな政治的模索に踏み出した。

まずアメリカの対日占領政策が転換し、日本の再軍備・独占資本主義化が推進された。アメリカ占領軍による、日本共産党への弾圧・党員の公職追放（レッド・パージ）も激化した。1950年には朝鮮戦争が勃発し、日本はアメリカ軍の出撃・中継基地となった。またソ連が支配下におく国際組織（コミンフォルム・共産党情報局）が、日本共産党のアメリカ「解放軍」規定、および、アメリカ占領下での平和革命路線を批判した⁵¹⁾。

こうした中で日本共産党は、反アメリカ帝国主義の姿勢を明確にしていった。ただし、ソ連帝国主義に対する批判は依然として未確立で、その後もソ連・中国など国家権力を掌握した共産党による干渉を受け、混迷・分裂を深めていった。分裂した一方の組織（所感派）はソ連・中国共産党の指導の下、非合法・暴力革命路線に突入し、日本国民の中での支持を急速に低下させた。また所感派は「（日本）民族の独立」のため、「全国の愛国者」を糾合する民主民族戦線の結成を呼びかけた⁵²⁾。階級的国際主義は一層後景化し、国民・民族主義が前景化していった。1951年、日本共産党は「日本労働者階級の利益を代表するとともに、日本民族と全国国民の利益を代表する」との立場から、規約の「文中の人民という言葉は全部『国民』」に修正した⁵³⁾。

これに伴い、日本共産党の憲法平和主義への姿勢も変化していった。まず所感派の指導部が、日本の再軍備に反対し、平和擁護を唱える根拠として憲法平和主義に言及した⁵⁴⁾。また日本共産党は反帝国主義・非同盟中立の立場から、日米安保条約に反対した。これは、憲法平和主義の非武装・交戦権放棄の立場とは異なる。しかし日本共産党にとって憲法平和主義の支持者は、軍備強化・日米安保体制を推進するアメリカ・日本政府を共通の敵とする民主民族戦線の対象となった⁵⁵⁾。日本共産党は1955年に統一を回復し、1956年には「『憲法擁護』というスローガンは、その下にひろく国民各階層を結集すべき旗印になっている」と宣言した⁵⁶⁾。戦術的「護憲」の立場を明確にしたのである。

こうして日本共産党にとって、反アメリカ帝国主義、および、日本の民族独立が重要な政治課題となった。

同時に党の分裂とその克服・統一の経験を通して、国際主義に名を借りた政権党（ソ連・中国の共産党）による介入が、実は覇権主義的干渉でしかないことを見抜き、1950年代後半にはそうした干渉を排除する「自主独立」路線を確立した⁵⁷⁾。

さらに東西冷戦下、朝鮮半島における分断国家化（韓国・北朝鮮）と戦争により、在日朝鮮人の共産主義者にとって、祖国・民族統一が一層重要な課題となった。1954年には北朝鮮が、在日朝鮮人を自国の在外公民とする声明を発した。これを受け、在日朝鮮人の共産主義者は日本共産党から離脱した⁵⁸⁾。日本共産党の加盟条件は、「日本国民（日本国籍保持者）」に限定されたのである。

こうして日本の共産主義運動において、日本の民族独立、党の「自主独立」と「国民」化の方針が確立された。

ただしそれは、共産主義運動が世界革命・階級的国際主義の展望と組織を喪失し、革命主体を「単一民族・国民」化させる過程でもあった⁵⁹⁾。また当時の日本共産党にとって憲法平和主義の擁護は、統一戦線構築に必要な戦術的「護憲」の域を出なかった⁶⁰⁾。

6 「日本国民」からの排除と包摂：在日朝鮮人

さて、敗戦後の「日本国／日本国民」は、在日外国人、特に旧植民地出身者の排除と包摂を抜きには形成され得なかった。本稿では在日朝鮮人を事例として、その経過を素描する。

6.1 排除

1910年、日韓併合に伴い、朝鮮人は本人の意思と無関係に日本国籍（大日本帝国臣民）とされた。ただし内地・外地の戸籍制度に基づいて差別され、外地である朝鮮半島では参政権も認められなかった⁶¹⁾。

1945年、日本が敗戦し、朝鮮半島が植民地から、朝鮮人も日本国籍から解放された。日本列島に居住する朝鮮人（在日朝鮮人）の多くは、朝鮮半島に帰還した⁶²⁾。

しかし当時、朝鮮半島は南北に分断され、アメリカとソ連の軍政下におかれていた。特に多くの在日朝鮮人の出身地である南部では、アメリカ軍政下で政治的動乱・経済的混乱が深刻化していた。そこで1946年には在日朝鮮人の帰還希望者は減少し、むしろ日本に戻ってくる「逆流（密航）」が多発した⁶³⁾。在日朝鮮人社会においても、左派と右派の政治的対立が激化した。

こうした中で、アメリカの対日占領軍と日本政府は、在日朝鮮人を日本の統治・国民統合の阻害要因・「不純物」とみなし、特にその左派に警戒を強めた⁶⁴⁾。

そこでアメリカ占領軍・日本政府は、日本敗戦後も在日朝鮮人の国籍を未処理、つまり日本国籍・日本の司法権の下に止めおき、しかも1945年12月には「戸籍法の適用を受けざる者」として在日朝鮮人の参政権を停止する法改正を実施した⁶⁵⁾。戦前の日本では参政権は居住地主義だったため、内地に居住する「在日朝鮮人」にも参政権が認められていた⁶⁶⁾。戦後の日本国民の参政権・民主主義の起点としての衆議院選挙法の抜本的改正が、日本国籍者である在日朝鮮人の参政権を剥奪したのである。

さらに日本政府は、GHQが作成した憲法英文草案に一連の重要な変更を加えた（古川1986: 67-80）⁶⁷⁾。まず英文草案には「外国人は、法の平等な保護を受ける」との条項があったが、これを削除した。次いで「すべての自然人は、その日本国民であると否とを問わず、法律の下に平等にして、人種、信条、性別、社会上の身分もしくは門閥または国籍により、…差別せらるることなく」との条文から「日本国民であると否とを問わず」を削除し、「国籍」を「門地」に変更した。そして最終的には、「すべての自然人は」も「すべて国民は」に変更した。日本政府の翻訳

者はGHQに対し、「国民」とは「あらゆる国籍の人々 (all nationals)」だと説明し、しかし実際は法の権利主体を「日本国民」のみに限定したのである (ダワー 1999=2001b: 178-9)。

そして1947年5月、日本国憲法施行の前日、大日本帝国憲法に基づく最後の勅令として外国人登録令が公布され、即日施行された。これにより、在日朝鮮人は一律に「当分の間、外国人とみなす」とされた。これは「外国人とみなす」というより、「非日本国民とみなす」という方が正確だろう。朝鮮半島は当時、米ソ両軍に分割統治され、国家は未成立だった。在日朝鮮人の外国人登録における「国籍」欄には「朝鮮」と記されたが、これは国名ではなかった。

いずれにせよ日本国憲法は参政権だけでなく、そこで保障されたすべての民主的権利から在日朝鮮人を排除した。「大日本帝国臣民」としての戦争被害—戦傷病者・戦没遺族等—の援護・恩給からも、在日朝鮮人は日本国籍喪失を理由に排除された。アメリカ占領軍・日本政府は、共産主義に連なる在日朝鮮人の民族運動を警戒し、民族学校廃止を命令し、これへの抵抗を武力で弾圧した。その法的根拠は、日本国民に民主主義教育を保障した教育基本法・学校教育法だった⁶⁸⁾。

日本政府は、在日朝鮮人を原則として朝鮮半島に退去させようとしていた (田中 1991: 63-72)。1949年の吉田首相のマッカーサー宛書簡には、在日朝鮮人が日本の食糧不足を深刻化させ、日本経済の発展に貢献せず、在日朝鮮人に犯罪分子・共産主義者並びにそのシンパが多いとの理由で、「原則としてすべての朝鮮人を本国に送還」するとの記述がみられる。1951年の国会審議でも野党議員の質問と政府答弁の双方が、日本に少数民族問題を残さず、外国籍者はいずれ退去させるとの共通認識の上になされていた。

6.2 選択的包摂・同化強制

1952年、サンフランシスコ講和条約締結で日本が「独立」とすると、在日朝鮮人は一律、「外国人」と正式に宣告された。また日本政府は、在日朝鮮人を就学義務—義務教育の公的保障—からも排除した。戦後民主教育の基盤とされる教育基本法は、「(日本)国民の育成(第一条)」を教育の目的とし、日本国民のみに教育を受ける権利を保障しているからだ。

こうした日本政府による国籍剥奪は、多くの国で植民地独立時に採用されていた国籍選択・二重国籍の措置とはまったく異なっていた⁶⁹⁾。日本政府は、在日朝鮮人が日本国籍の回復を望む場合、帰化を申請すればよいとした。しかし個人が国籍を選択する国籍選択とは逆に、帰化制度では可否を判断する権限はあくまで日本政府・日本国民の側にある。帰化の認可基準も不明確・非公開で、不許可理由の開示義務もない。また帰化は、天皇を統合の象徴とする「日本国民」になることであり、その後も長らく日本的氏名への変更が法的義務とされるなど、「単一民族」としての戦後の日本国民への同化が強制された⁷⁰⁾。戦後の「島国」単位の創氏改名・皇民化政策だ。

敗戦後の日本国民の形成は、こうした在日朝鮮人の「排除(日本国籍の一律剥奪)」、および、「同化を前提とした選択的包摂(帰化)」によって初めて可能になった。それはまた在日朝鮮人を一般の外国人と同一視し、植民地支配の歴史を不可視化する過程でもあった⁷¹⁾。

6.3 民族の統合と分裂

こうした日本政府の政策に対する在日朝鮮人側の対応は、いかなるものだったのか。

それは、①植民地支配の歴史をふまえた日本と朝鮮の民族の壁、②東西冷戦下での左派・右派のイデオロギーの壁、そして③韓国・北朝鮮・日本という国籍の壁によって、複雑に分断された。

まず1945年の日本国民としての参政権停止について、在日朝鮮人の中では当初、反対意見は

少なかったという⁷²⁾。むしろ日本国籍からの解放、「解放国民」・外国人としての処遇を求める声が多かった。

しかし、1947年の総選挙が近づくと、意見対立が顕在化した⁷³⁾。右派は民族主義の立場から、日本の参政権の放棄を主張した。これに対して左派は、国籍を越えた参政権の保障、すなわち外国人にも居住社会で政治参加の権利が付与されるべきと主張した。また左派は、日本の民主主義革命と朝鮮の民族解放を一体とみなす国際主義の革命戦略からも、日本での参政権を要求した。

さらに1948年、朝鮮半島では韓国・北朝鮮が分断国家として成立し、1950年には朝鮮戦争が勃発した。

そこで在日朝鮮人の中では、一方で「民族解放＝民族統一＝平和の実現」が相互に不可分の民族的課題となり、左派・右派のイデオロギーの違いを越えて朝鮮人としての民族意識が強化された⁷⁴⁾。日本社会での法的諸権利からの排除・民族差別への反発が、その民族意識をさらに助長した。

同時に他方で、切実な民族的課題の達成方法をめぐり、イデオロギーによる分断・対立も深化した。半島の2つの分断国家はいずれも、在日朝鮮人を一律に自国民として囲い込もうとした。日本政府は早晩、韓国のみを国家として承認する立場から、韓国籍を希望する在日朝鮮人にのみそれを認めた。

こうして在日朝鮮人は、朝鮮人としての文化・社会的共通性を維持しつつ、大きく4つに分裂していった。

第1は、本人の希望により、韓国籍を選択した人々だ。

第2は、日本政府は承認しないが、北朝鮮国籍を自らの意思で選択し、「朝鮮籍」を維持した人々である。

第3は、国家としての北朝鮮を支持するわけではなく、民族統一を希求し、それが実現するまでは国籍選択をあえて保留し、その結果、日本政府が規定した「朝鮮籍」を維持した人々だ。

そして第4は、日本社会での生活を重視し、日本国籍に帰化した人々である。

戦後の在日朝鮮人は東西冷戦の下、「日本国／日本国民」より一層苛酷・複雑な社会的文脈におかれ、「国民」「民族」の論理に一方では回収され、他方ではまたそれゆえに分断されていった。

そしてまた、こうした在日朝鮮人の多様な「国民／民族」化とその分断があって初めて、その排除または包摂（帰化）が可能となり、敗戦後の「日本国／日本国民」も成立し得たのである。

7 敗戦と日本国憲法による「日本国／日本国民」の構築と矛盾

簡単に総括しよう。

7.1 単一民族神話と日本国憲法

第二次世界大戦敗戦後の日本には、日本が「島国」で、日本人は「島国」単位の高同質性の高い単一民族であり、しかも希薄な民族意識しか持たないという独特の国家・民族意識が生成した。

これは、戦後の日本国憲法、すなわち①「島国」単位の民主化、②象徴天皇制、そして③平和主義を一つの重要な契機として構築された。また最も直接には、東西冷戦下でのアメリカの対日占領政策の目的、すなわち①日本帝国主義の解体、②日本の社会主義・共産主義化の阻止、資本主義の枠内での国民国家統合、そして③アメリカを普遍的正義・民主主義の模範とみなす民族意識の涵養という目的によって、大枠が規定されていた。

ただし同時にそれは、日本政府、および、日本国民による能動的な支持・受容によっても実質化された。すなわち、アメリカの冷戦戦略の枠内で、輸出主導型の経済成長を遂げるという国家・国民的戦略の産物でもあった。

7.2 象徴天皇制と「日本国／日本国民」

象徴天皇制は、日本の社会主義・共産主義化を阻止し、国民国家統合を実現する核・傀儡として、アメリカの政治的判断によって産出された。日本政府も、このアメリカの目的を理解・共有した。そして日本国民もまた、国民国家再生の核・象徴として、天皇以上の素材を発見できなかった。こうして戦後の「日本国／日本国民」は、「神話（天孫降臨）」と「血統（万世一系）」を権威の根源とする天皇を象徴として統合された政治的共同体として発足した。日本国民はそうした「国体」に基づき、国民主権という「政体」の下、主権者として民主的権利を享受し得た。

この政治的共同体は戦前の残滓ではなく、戦後の新たな構築物だ。その根底には、アメリカによって導入された、一国単位の「近代化」を必然的進歩とみなす虚偽意識があった。戦前の天皇制をはじめとする近代的諸制度は「封建的」と再定義され、戦後の象徴天皇制を含む諸制度は「脱封建、近代的・民主的」と定義された。それはまた、戦前日本の近代化—天皇主権・帝国主義戦争・植民地支配—の歴史の忘却・不可視化でもあった。

象徴天皇制は、戦後の「日本国／日本国民」に多くの矛盾をもたらした。

すなわちまず、戦前の支配階級の戦争責任を曖昧化させ、日本国民から戦争被害者としての階級的主体性を放棄させた。同時にそれは、アジア諸民族の戦争被害者との階級的国際連帯の放棄でもあり、アメリカ帝国主義の戦争責任をも免罪させた。

また象徴天皇制は、戦後の「日本国／日本国民」の政治理念も曖昧にした。戦後の日本では、自らの民族や統合の根拠について思考停止し、無関心であることが、民主主義・国民主権を安泰にするための作法となった。

さらに天皇を象徴とする「島国」単位の統合になじまない人民は、戦後の「日本国／日本国民」から排除され、または同化を不可欠の条件として包摂された。戦後の領土である「島国」を単位とする単一民族神話は、他民族への排他性、および、自民族への同調圧力を強めた。旧植民地出身者は、参政権を含むあらゆる民主的諸権利から排除された。

7.3 憲法平和主義と「日本国／日本国民」

憲法平和主義は、「平和を愛する諸国民（the peace loving peoples of the world）の公正と信義」によって担保され、国民主権・立憲主義の限界を突破する「国際主義（internationalism）」だった。その成立の背景には、一方に、日本人を含む世界の「人民（peoples）」の反戦・平和の世論があった。しかし他方では、①アメリカの対日占領政策、特に天皇制維持の代償、②それに追従する日本政府の意向、③各国民国家による日本への制裁・「手枷」等、多様な「諸国民・国家（nations）」の思惑もあった。

日本国民の憲法平和主義への支持にも、幾多の制約があった。

すなわちまず、帝国主義国家による侵略戦争も人民による民族解放闘争も同一視し、あらゆる戦争を「悪」とみなす没歴史的な平和観だ。それは象徴天皇制の受容と同様、かつての侵略戦争の歴史の忘却・不可視化、および、自らが被った戦争被害とアジア諸民族のそれを共通の階級的被害と捉える階級的国際主義の欠如を意味する。また、民族解放・独立の意義に無関心で、占領

国アメリカとそれによる民主化を賛美する戦後の日本国民の思想基盤となった。

こうした日本国民による憲法平和主義の受容は、政府・国家による帝国主義的侵略戦争を批判・禁止し、国民主権の限界を克服した憲法平和主義を歪曲・矮小化するものであった。

この矛盾は、東西冷戦が激化した1947年以降、顕在化した。アメリカは日本に憲法平和主義の事実上の放棄、再軍備とそれを支える独占資本主義の復活を求めた。これは、日本の人民の生活に深刻な矛盾をもたらし、日本社会に憲法平和主義に基づく社会運動を引き起こした。

しかしアメリカは、一方でこの社会運動を弾圧し、同時に他方で自らの冷戦戦略の枠内で日本に独占資本主義復活、経済成長の機会を創出した。こうした中で日本政府・日本国民は、憲法平和主義を自国の自衛のための武装、さらに日米安保条約とも両立し得るものへと改憲解釈・換骨奪胎していった。サンフランシスコ講和条約で日本は「独立」したが、同時に日米安保条約によってアメリカの「従属国」となった。

7.4 戦後日本の平和と民主主義

こうして戦後の「日本国／日本国民」にとって、「平和」と「民主主義」は反帝国主義・民族解放といった国際主義によって闘い取るものではなくなった⁷⁵⁾。「平和」とは、アメリカによって与えられた一国単位の非戦争状態の中で経済活動に傾注することだ。「民主主義」とは、アメリカによって与えられた「近代的」諸権利を「主権者＝国民」として消費することと化した。戦前の天皇主権・家制度・地主制・民族意識、そして戦争や植民地支配さえも「封建的」と再定義され、これらを払拭した戦後は「近代的」で「民主的」で「平和」だという奇妙な歴史認識が普及・浸透した。

したがってこうした「平和」と「民主主義」は、「島国（一国）」単位の経済成長・近代化・憲法によって護持・実現される。しかもそれは、天皇を統合の象徴とする国民国家、および、アメリカの冷戦戦略の枠内でのみ成立する。そこで戦後の日本国民は、「島国単位だが、民族独立（反米）には無関心」、「民族に拘るのは封建的、同質的な『国民・個人』意識こそが近代的・民主的」、そして「アメリカは民主主義で、その占領下で推進された民主化は普遍的・進歩的な近代化」といった独特の「平和と民主主義」観を身につけた。近代的な日本帝国主義の侵略と闘うことによって平和と民主主義を勝ち取ったアジア諸民族には理解不可能な、しかし戦後の日本国民だけが「近代的」で「普遍的」と信じて疑わない奇妙な「平和と民主主義」観だ。これが、民族意識が希薄な、しかも「島国」単位の同質的な単一民族としての戦後の日本国民の成立基盤である。

アメリカの対日占領政策の目的は、概ね完遂されたといつてよい。

7.5 「日本国／日本国民」による包摂と排除

さて、このような戦後の「日本国／日本国民」の形成に抗い、異議を申し立てた主体もある。本稿では、これを日本共産党、および、在日朝鮮人を事例として考察した。日本共産党は様々な歴史的制約をもちつつ、階級的国際主義・反帝国主義の立場から、日本国憲法の安易な受け入れに反対した。在日朝鮮人は、戦後の「日本国／日本国民」の排除と同化強制を伴う包摂に抗い、独自の多様な主体性を構築した。

しかし、そうした諸主体もまた、「民族自決／国民主権」の論理によって一方では包摂・統合され、他方では排除・分断されていった。その背景には、アメリカとソ連という2つの帝国主義国の共犯関係——“ファシズム VS 反ファシズム”という第二次世界大戦の構図、および、戦後の

覇権争いとしての東西冷戦——が横たわっていた。スターリン支配下のソ連の「一国社会主義」、すなわち事実上の帝国主義・国家独占資本主義国への変質が、事態を一層混乱させた。

第二次世界大戦時における反ファシズムの統一戦線は、「諸国家・諸民族の連合（united-nations / inter-nationalism）」を前景化させ、共産主義運動・民族解放闘争においても反帝国主義・反ナショナリズムの階級的「国際主義（internationalism）」を後景化させた。

戦後の東西冷戦の下、アメリカは一国単位の脱封建・近代化・民主化を、またソ連は一国単位の脱資本主義・社会主義化を、それぞれ普遍的・必然的な進歩とみなす歴史・社会観で世界各国を管制した。そして米ソ両国はそれぞれ自国の覇権と国益を唯一の基準として、世界の人民内部に分断を創出した。

こうした中で、日本共産党はソ連をはじめとする政権党（国家権力を掌握した共産党）による干渉を受け、分裂・弱体化していった。また分裂とその克服の経験を通して、反アメリカ帝国主義・日本の民族独立、国際共産主義運動における「自主独立」、そして革命主体の「国民」化の路線を確立していった。

在日朝鮮人は、米ソ両国による朝鮮半島の分断支配、分断国家の成立、そして代理戦争を経験する中で、民族意識を強化した。また日本居住者としての在日朝鮮人は、日本の参政権・民主的諸権利からも排除され、その回復を求める以上、天皇を象徴として統合された「日本国民」への同化強制を伴う「帰化」を迫られた。

このような日本共産党の「国民」化、在日朝鮮人の排除と包摂もまた、戦後の「日本国／日本国民」の統合・成立の不可欠の構成要素だったといえよう。

7.6 残された課題

残された検討課題を整理しよう。

まず第1は、日本の「人民（people）」が、自らの統合の核・象徴を天皇ではなく、「国際主義（internationalism）」としての憲法平和主義に据え直す可能性の有無だ。憲法平和主義は、日本では完全な形では未だ一度も実現されたことがない（和田 997: 25）。またその実現は、日本「国民（nation）」のみによる自己決定・選択の課題でもない⁷⁶⁾。このことは、平和主義をめぐる改憲の是非も、国民主権の枠内で、また象徴天皇制の問題と切り離して問うこと自体の限界を意味する。パクスアメリカーナ・東西冷戦の終焉、グローバリゼーション・多民族社会化の進展は、この検討課題に敗戦直後とは異なる歴史的条件を切り開いている。

第2は、ポスト・コロニアリズムの観点から、「主権」に関する批判理論を構築することだ。ここでいうポスト・コロニアリズムとは、日本で従来しばしば理解されてきたような帝国主義・植民地支配の残滓や継続性への批判にとどまらない。むしろ帝国主義や植民地支配が克服された後の国民主権や民族自決、さらにそれらを前提とした民主主義や市民社会自体が抱える歴史的制約への根底的批判であり、それに代わるオルタナティブの理論的探求だ⁷⁷⁾。しかも本稿で再確認したことの一つは、最大の論点があるという事実だ。国民や民族はもちろん限定的で排他的な概念だ。しかしそれは人民も含め、人間が構築するすべての概念に当てはまる。「国民」概念が、「主権的なもの [最高の意思決定主体]」（アンダーソン 1983=2011: 24）として想像された時、その排他性は異次元のものとなる⁷⁸⁾。

第3に、こうしたポスト・コロニアリズムの諸問題、とりわけ「主権」の批判的考察は、帝国主義の崩壊・民族解放といった歴史的な文脈だけでなく、第二次世界大戦における“ファシズム

VS 反ファシズム”の構図や人民戦線、さらに「一国社会主義」論やそれが国際共産主義運動にもたらした影響との関係で、より多角的になされる必要がある。

そして第4に、本稿が考察したのは、主に1950年代前半までの「日本国／日本国民」の構築過程だ。1955年以降、高度経済成長に伴って「日本国／日本国民」は再び大きな変貌を遂げる。この考察は、別稿に譲らざるを得ない⁷⁹⁾。

[注]

- 1) 千島列島を除く。千島列島は北海道と同様、アイヌをはじめとする先住民との関係では日本による植民地化だが、ロシアとの関係では日清戦争以前の樺太千島交換条約（1875年）、また日露親善条約（1855年）によって日本が領土化した。千島列島の領有権変更は、1945年以降のアメリカ・イギリス・ソ連の協定に基づく。アメリカ・イギリスはソ連の対日参戦を求め、その条件として千島列島をソ連に割譲する密約を締結した（日本共産党中央委員会 2023: 10）。なお第二次大戦終結後、朝鮮半島北部・南樺太・千島列島はソ連軍、朝鮮半島南部・奄美諸島・琉球諸島を含む南西諸島・小笠原諸島はアメリカ軍のそれぞれ直接軍政下におかれた。これにより、朝鮮半島は南北に分割された。
- 2) 森先 2021: 3-4・19-23・79-84、石川 2010: 42-50・213-4、篠田 2022: 204-5・210・215-9・228、網野 1997、同 2005: 141・205-8・270-3・279-306、速水 2022: 201-8等。
- 3) 小熊 1995: 356、同 1998: 539。多民族国家に対する肯定的評価が現れるのは、1970年代以降である。浅野 1998a: 110も参照。
- 4) 波多野 2022: 19。汪 2014: 44-5は、敗戦後の日本人の戦争認識の一つとして戦勝国アメリカが日本に付与した「太平洋戦争」を挙げる。これを改変し、日本の戦争責任を視野に入れた「アジア・太平洋戦争」「15年戦争」等の認識も、アメリカと無関係な日清・日露戦争は視野に入れないことが多い。
- 5) 国土交通省「国土のグランドデザイン 2050」。浅野 2015: 50-2、2016: 7、浅野・佐藤 2017: 5。
- 6) 雨宮 2008: 31-2、ダワー 1999=2001a: 78-9、浅野 1998b: 39-40、日本共産党中央委員会 2023: 12。
- 7) もとより一連の民主化は、アメリカの一方的押し付けではない。また日本はアメリカ軍による直接統治ではなく、日本政府を介した間接統治だ。しかしアメリカの占領政策なしに、こうした民主化が困難だったことは自明である。これらの諸改革の日本の戦時体制との連続性、またアメリカによる歪曲については、雨宮 2010: 164-8。
- 8) 雨宮 2008: 47・80-3、波多野 2022: 37、酒井 2008: 61-2・67-70・171、同 2015a: 4-6、同 2017: 81・191-6、荒井 1995: 155-8、小熊 2002: 149、ダワー 1999=2001a: 13（序）4・38・132、柄谷 2016: 42-4・60-1、横田 1990: 55。
- 9) 酒井 2015a: 4-6、同 2017: 81・84・191-6、ベネディクト 1946=1967: 37-44・69-72・93・147-53・345・350。
- 10) 浅野 1998a: 104-5、ベネディクト 1946=1967: 69-70・80、網野 2005: 184-95・212-6・295-6、大津 2020: 9-18、吉田 1997: 118-25。
- 11) 浅野 1993a: 6、同 1998a: 107-8、同 1998b: 32-3、三谷 2017: 216-24・237-41、牧原 2006: 161-4・174-5・180-4・189-92、同 2010: 36-52、ベネディクト 1946=1967: 147-53。
- 12) 荒井 1995: 154-5、波多野 2014: 1、ダワー 1999=2001b: 119-20、横田 1990: 45-6、竹前 1983: 160。「国体」の定義とその変遷については、酒井 2017: 101。
- 13) 雨宮 2008: 76-7、小熊 2002: 156、ダワー 1999=2001b: 151等。
- 14) 雨宮 2008: 45・80、竹前 1983: 162、ダワー 1999=2001b: 133-5、波多野 2022: 37。
- 15) 『日本週報』（1945年12月23日号）による調査では95%が天皇制を支持していた。また『読売新聞』（1948年8月15日）の調査では、天皇制存続支持が90.3%、廃止支持が4.0%であった（雨宮 2008: 80・86-8・150）。横田 1990: 44によれば、不十分な調査ではあるが、1945年12月に放送された「天皇制支持か、否か」に対するラジオを通じた調査では、天皇制支持が95%だったという。1946年4月の総選挙でも、天皇制廃止・人民主権を主張する共産党は5議席にとどまり、天皇主権を主張する自由党は140議席、進歩党は94議席、社会党は93議席を獲得した。
- 16) 柄谷 2016: 52-3は「8月革命」説を「実際になされたことの辻褃合わせでしかない」と述べる。
- 17) ダワー 1999=2001b: 130。
- 18) 浅野 1998b: 28-38・151-3・170-2。
- 19) 富永 2010: 214は、象徴天皇制が「君主制支持者と共和制支持者の双方が各々勝手に解釈しうる曖昧な制度として定着」したと述べる。同 2006: 69、横田 1990: 27-8も参照。
- 20) 酒井 2017: 80-1・85。同 80は、1920～30年代の日本における「国体」概念が、主に私有財産制と天皇制の組み合わせで定義されていたと述べる。
- 21) ダワー 1999=2001b: 5は、「日本国憲法のいう『国民統合』とは、ほとんどかつての『家族国家』イデオロギーを

- 新しくいかえたにすぎない」と述べる。酒井 2017: 230-2、同 2015a: 23 も参照。
- 22) 雨宮 2008: 83-4、小熊 2002: 161、和田 2014: 7-8、柄谷 2016: 25・28。
 - 23) 和田 1997: 81 によれば、憲法草案段階の唯一の全国調査である毎日新聞調査（1946年5月27日）では「戦争放棄の条項を必要とするか」との設問に対し、「必要」は69.8%、「不要」は28.4%であった。
 - 24) 文部省〔1947〕1995: 31-2。ダワー 1999=2001b: 186 も参照。
 - 25) 汪 2014: 45-6 も参照。
 - 26) 浅野 2009: 40、同 2012a: 7、同 2023a: 85-6。
 - 27) 和田 2014: 6・10-4・17、同 1997: 32-4 は、この理念を「平和的生存権」と定義する。酒井 2015b: 137-8 は、憲法第九条が「国民国家を死の共同体として表象することによって、国民の主体化をはかる近代の国民国家の典型的な自己制作の技術が無効にってしまう」と述べる。同 2015b: 138-41、同 2008: 3-4 も参照。
 - 28) 和田 2014: 18、酒井 2015b: 139、ラミス 1987: 32。
 - 29) 浅野 1998b: 40-1、雨宮 2008: 176、日本共産党中央委員会 2023: 14、竹前 1983: 167、ダワー 1999=2001b: 371。
 - 30) 日本共産党中央委員会 2023: 17。
 - 31) 浅野 1998b: 41-2、荒井 1995: 179-80。
 - 32) 酒井 2015a: 7・9、同 2017: 197-8・202、同 2008: 21-2。
 - 33) 特に原爆の被害が人類を一つに結び付け、いかなる「正義」をも越えて国家による核戦争を悪とみなす国際世論へとつながった点については、和田 2014: 15-7、同 1997: 92-4。
 - 34) 波多野 2022: 60、小熊 2002: 484-9。
 - 35) 和田 1997: 88-9 によれば、1950年以降、各種の世論調査では再軍備への賛成が多数を占め、しかも大半が50%を越えていた。雨宮 2008: 178、小熊 2002: 454 も参照。なおアメリカによる「日本国民」の政治的誘導において、日本人の他のアジア諸民族に対する優越感が意識的に活用されていたことについては、酒井 2015a: 9、同 2017: 199・201、同 2008: 198-9。
 - 36) 富永 2010: 第4章、同 2006: 43、小熊 2002: 463・489-90・492、横田 1990: 57。なおこの時期の保守政権の改憲案は、再軍備のみならず、天皇の元首化も規定していた。
 - 37) 日本共産党中央委員会 2023: 13、中北 2022: 143-5、和田 1995: 270-2・281-2、小熊 2002: 165-9。
 - 38) 日本共産党中央委員会 2023: 3。
 - 39) 日本共産党中央委員会 2023: 5、中北 2022: 106-8。
 - 40) レーニン〔1913〕1957a: 6・8・12 も参照。
 - 41) 日本共産党中央委員会 2023: 5、中北 2022: 132、水野・文 2015: 109-10。
 - 42) 日本共産党中央委員会 2023: 12・15、中北 2022: 130・136。
 - 43) レーニン〔1896～1899〕1954。
 - 44) レーニン〔1907〕1955。
 - 45) レーニン〔1915〕1957c: 392-3、同〔1915〕1957d: 433、同〔1916〕1957e: 259・294・273・298-9・349、同〔1916〕1957f: 89、同〔1916〕1957g: 58-9、同〔1917〕1958: 164、同〔1917〕1957h: 300-1・305-67。浅野 1993b: 149-63、同 1995: 163、同 2009: 26。
 - 46) マルクス〔1867〕1973a: 315、同〔1867〕1973b: 335、同〔1867〕1966a: 435、同〔1867〕1966b: 444-5、同〔1868〕1973c: 445-6、同〔1869〕1973d: 336、同〔1869〕1977: 78、同〔1870〕1966d: 381-3、同〔1870〕1966e: 10-1、同〔1870〕1973f: 549、同〔1870〕1973e: 551。浅野 1993b: 36-47、同 1995: 163、同 1996: 52、同 2007: 64-5、同 2009: 26、同 2012a: 5、同 2000、同 2023b: 207。
 - 47) 1946年、ソ連・中国への亡命から帰国した日本共産党の野坂参三は「民主戦線によって祖国の危機を救え」という講演を行い、共産主義者こそ「真に国と人民を愛するもの」と述べた。
 - 48) 日本共産党中央委員会 2023: 10。
 - 49) 日本共産党中央委員会 2023: 10・15-6。
 - 50) 浅野 1998b: 8-9、同 2012a: 3。
 - 51) 日本共産党中央委員会 2023: 16、雨宮 2008: 166-7、中北 2022: 168-70、小熊 2002: 281。
 - 52) 日本共産党中央委員会〔1950〕1967: 35-9。
 - 53) 日本共産党〔1951〕1967: 215。
 - 54) これに対する国際派の反論も含め、小熊 2002: 490-1。
 - 55) 雨宮 2008: 168 によれば、共産党の国際派は東西どちらにも属さない「全面講和」論では、平和と安全を保障できないとの立場をとっていたという。一方、日本共産党中央委員会 2023: 18 は、共産党が分裂以前から「全面講和」の方針をもち、多くの党組織と党員がその運動に参加したと述べる。
 - 56) 「平和憲法をめぐる十一年（下）」『アカハタ』1956年8月18日。小熊 2002: 401。
 - 57) 日本共産党が、ソ連等を社会主義とは無縁の覇権主義国家と明確に規定したのは、1994年である（日本共産党中

- 央委員会 2023: 23・43)。
- 58) 日本共産党中央委員会 2023: 15、水野・文 2015: 131、中北 2022: 200-1。
- 59) 日本に限らず東アジアのマルクス主義において、一国単位の歴史認識が特に強固であった点については、その背景も含め、浅野 2009: 35-41、同 2012a: 2。
- 60) 日本共産党中央委員会 1958: 19 は「わが党は、従来現行憲法が平和と民主主義を守り、独立をかちとる闘争のうえで果す大きな役割と、憲法の擁護に結集した国民の民主主義的成長と、そのエネルギーを正しく評価しなかった」と述べる。和田 1995: 273 も参照。ただし日本共産党が戦術的「護憲」の立場を脱し、憲法平和主義を「平和理念の具体化」として全面的に肯定したのは1994年である(日本共産党中央委員会 2023: 41)。
- 61) 水野・文 2015: 8-9、塩川 2008: 85-6、小熊 1998: 159-61、浅野 1993a: 3-4、同 1998b: 166-8。
- 62) 日本敗戦時、内地にいた朝鮮人の人数について正確な統計はないが、前年の人口数から200～210万人、うち帰還した人は約150万人と推定される(水野・文 2015: 80・91-3)。
- 63) 水野・文 2015: 91-3。
- 64) 水野・文 2015: 107、小熊 2002: 449-50、荒井 1995: 194-5。
- 65) 水野・文 2015: 57-8・108、田中 1991: 60。
- 66) その矛盾も含め、小熊 1998: 167-72。
- 67) 田中 1991: 58-9 も参照。
- 68) 水野・文 2015: 111-4、呉 2020: 116-7・124、浅野 1998b: 166。
- 69) 田中 1991: 63-72、波多野 2022: 89-93、浅野 1993a: 4、同 1998b: 167。
- 70) 水野・文 2015: 126、浅野 1998b: 165-6。帰化に伴う氏名変更の法的義務は1985年まで続き、その後も実質的な改名圧力は維持された。酒井 2015a: 23 も参照。
- 71) 田中 1991: 68、浅野 1993a: 4、同 1998b: 111・167。
- 72) 水野・文 2015: 108。
- 73) 水野・文 2015: 109-10・143。
- 74) 水野・文 2015: 130。
- 75) 浅野 1998a: 111。
- 76) 丸山 1982: 45 は、日本国憲法が「日本国民はみずからも平和愛好的諸国民(ピープルズ)の共同体の名誉ある成員としての地位を実証してゆくのだという論理」と述べた。また酒井 2008: 291 は、「普遍性を希求し続けるということは、私たちが勇気を失わないということでもある。なぜなら勇気を失わない者だけが希望をもつことができるからである」と述べる。
- 77) 筆者は残留孤児や夜間中学、被災地等を対象として、その課題にアプローチしてきたが、その研究は緒に就いたばかりである。浅野 2012a、同 2012b、同 2015: 46-8、同 2016: 6-7、同 2018: 86-8、同 2022: 321、同 2023b: 208、同 2021、同 2023a、浅野・修 2016。酒井 2017: 181 は、「ポスト・コロニアリズムとは、植民地主義の終わりを指すのではな(い)。…植民地が独立して主権国家になることによって植民地主義が終わるかのような議論には、…十分に警戒しなければならない…。さらに植民地主義と独立した国民国家主権とが、あたかも二者択一的に対立していて、お互いが選言的な関係にあるとする思い込みを受け容れるわけにはゆきません。…国民主義が新たな装いで粉飾した植民地主義である蓋然性を忘れてはならない」と指摘する。
- 78) 酒井 2008: 9-10 も参照。
- 79) 予備的な考察として、浅野 1993a: 7-8、同 1998a: 112-3、同 1998b: 44-50・110-3・173-5。

[文献]

- 浅野慎一、1993a、「日本社会における『単一民族神話』の構造と転換」『神戸大学発達科学部研究紀要』1(1)
- 、1993b、『世界変動と出稼・移民労働の社会理論』大学教育出版
- 、1995、「『生活と社会変革の理論』の発展的継承に向けて」『北海道大学教育学部紀要』65
- 、1996、「『生活と社会変革の理論』と地域社会研究の革新」『地域社会学会年報』(8)
- 、1998a、「単一民族神話の変遷と終焉」社会環境論研究会編『社会環境と人間発達』大学教育出版
- 、1998b、『新版 現代日本社会の構造と転換』大学教育出版
- 、2000、「マルクス・エンゲルスの『都市-農村』論に関する考察」『行政社会学論集』12(4)
- 、2006、「『疎外された労働』とヒトの発達・進化」中川勝雄・藤井史朗編『労働世界への社会学的接近』学文社
- 、2007、「市民社会・人権・都市」有末賢・北川隆吉編『都市の生活・文化・意識』文化書房博文社
- 、2009、「現代マルクス主義の方法と産業・労働社会学」浅野慎一編『現代社会論への社会学的接近』学文社
- 、2012a、「民族解放・国民主権を超えて」『日中社会学研究』(20)
- 、2012b、「ミネルヴァの梟たち」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』6(1)

- , 2015, 「東日本大震災が突きつける問いを受けて」『地域社会学会年報』(27)
- , 2016, 「国土のランドデザインと地域社会」『地域社会学会年報』(28)
- , 2018, 「ホモ・サピエンスの史的唯物論とグローバル・イシュー」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』11(2)
- , 2021, 「夜間中学とその生徒の史的変遷過程」『基礎教育保障学研究』5
- , 2022, 「中国残留日本人孤児にみる歴史問題の和解と市民運動」外村大編『和解をめぐる市民運動の取り組み』明石書店
- , 2023a, 「1947～1955年の夜間中学における義務教育観をめぐる『挑戦』」『基礎教育保障学研究』7
- , 2023b, 「『生産力至上主義』批判の誤謬と恣意性」井口克彦・浅野慎一他「斎藤幸平『人新世の資本論』集英社新書をどう読むか」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』15(2)
- ・佐藤彰彦, 2017, 「大会シンポジウム解題：国土のランドデザインと地域社会」『地域社会学会年報』(29)
- ・修岩, 2016, 『中国残留日本人孤児の研究-ポスト・コロナルの東アジアを生きる』御茶の水書房
- 雨宮昭一, 2008, 『占領と改革』岩波新書
- , 2010, 「占領改革は日本を変えたのか」岩波新書編集部『日本の近現代史をどうみるか』岩波新書
- 網野善彦, 1997, 『日本社会の歴史(上中下)』岩波新書
- , 2005, 『日本の歴史をよみなおす(全)』ちくま学芸文庫
- 荒井信一, 1995, 『戦争責任論』岩波書店
- アンダーソン・ベネディクト, 1983=2011, 『定本 想像の共同体』(白石隆・白石さや訳) 書籍工房早山
- 石川日出志, 2010, 『農耕社会の成立』岩波新書
- 呉永鎬, 2020, 「揺れ動く公教育の境界線」木村元編『境界線の学校史』東京大学出版会
- 汪宏倫, 2014, 「東アジアの近代の理論化のために」『思想』1078(小山裕・河村賢訳)
- 大津透, 2020, 『律令国家と隋唐文明』岩波新書
- 小熊英二, 1995, 『単一民族神話の起源』新曜社
- , 1998, 『「日本人」の境界』新曜社
- , 2002, 『〈民主〉と〈愛国〉』新曜社
- 柄谷行人, 2016, 『憲法の無意識』岩波書店
- 酒井直樹, 2008, 『希望と憲法』以文社
- , 2015a, 「帝国の喪失とパックス・アメリカーナの終焉」『新潟国際情報大学国際学部紀要』創刊準備号
- , 2015b, 『死産される日本語・日本人』講談社
- , 2017, 『ひきこもりの国民主義』岩波書店
- 塩川伸明, 2008, 『民族とネイション』岩波新書
- 篠田謙一, 2022, 『人類の起源』中公新書
- 孫歌, 2013, 「われわれはなぜ東アジアを語るのか」『クアドランテ』15(羽根次郎訳)
- 竹前栄治, 1983, 『GHQ』岩波書店
- 田中宏, 1991, 『在日外国人』岩波新書
- ダワー・ジョン, 1999=2001a, 『敗北を抱きしめて(上)』(三浦陽一・高杉忠明訳) 岩波書店
- , 1999=2001b, 『敗北を抱きしめて(下)』(三浦陽一・高杉忠明訳) 岩波書店
- 富永望, 2006, 「『象徴天皇制』という言葉」『史林』89(5)
- , 2010, 『象徴天皇制の形成と定着』思文閣出版
- 中北浩爾, 2022, 『日本共産党』中公新書
- 日本共産党, [1951] 1967, 「規約の修正」(日本共産党第5回全国協議会) 日本共産党中央委員会五〇年問題文献資料編集委員会編『日本共産党五〇年問題資料集』第3巻, 新日本出版社
- 日本共産党中央委員会, 1958, 「日本共産党第7回大会中央委員会政治報告」『前衛』(145)
- , [1950] 1967, 「民族の独立のために全人民に訴う」(『アカハタ』1950年3月24日) 日本共産党中央委員会五〇年問題文献資料編集委員会編『日本共産党五〇年問題資料集』第1巻, 新日本出版社
- , 2023, 『日本共産党の百年』(タブロイド判)
- 波多野澄雄, 2014, 「国体護持と『八月革命』」『国際日本研究』6
- , 2022, 『日本の歴史問題』中公新書
- 速水融, 2022, 『歴史人口学でみた日本』文春新書
- 古川純, 1986, 「外国人の人権(1)」『東京経済学会誌』(146)
- ベネディクト・ルース, 1946=1967, 『定訳 菊と刀(全)』(長谷川松治訳) 社会思想社
- 牧原憲夫, 2006, 『民権と憲法』岩波新書
- , 2010, 「なぜ明治の国家は天皇を必要としたか」岩波新書編集部編『日本の近現代をどう見るか』岩波新書

- マルクス・カール, [1867] 1973a, 「エンゲルスへの手紙 (11.2)」『マルクス・エンゲルス全集』大月書店, 31 卷
- , [1867] 1966a, 「アイルランド問題についてのおこなわれなかった演説の下書き」『マルクス・エンゲルス全集』大月書店, 16 卷
- , [1867] 1973b, 「エンゲルスへの手紙 (11.30)」『マルクス・エンゲルス全集』大月書店, 31 卷
- , [1867] 1966b, 「在ロンドン・ドイツ人労働者教育協会で行なわれたアイルランド問題についての演説の下書き」『マルクス・エンゲルス全集』大月書店, 16 卷
- , [1867] 1966c, 「在ロンドン・ドイツ人労働者教育協会で行なわれたアイルランド問題についての演説の記録」『マルクス・エンゲルス全集』大月書店, 16 卷
- , [1868] 1973c, 「ルードヴィヒ・クーゲルマンへの手紙 (4.6)」『マルクス・エンゲルス全集』大月書店, 32 卷
- , [1869] 1973d, 「エンゲルスへの手紙 (12.10)」『マルクス・エンゲルス全集』大月書店, 32 卷
- , [1869] 1977, 「アメリカ革命から 1801 年の合併にいたるまでのアイルランド」『マルクス・エンゲルス全集』大月書店, 補巻 4
- , [1870] 1973e, 「ラウラ／ポール・ラファルグへの手紙 (3.5)」『マルクス・エンゲルス全集』大月書店, 32 卷
- , [1870] 1966d, 「総評議会からラテン系スイス連合評議会へ」『マルクス・エンゲルス全集』大月書店, 16 卷
- , [1870] 1973f, 「ジークフリート・マイアー／アウグスト・フォークトへの手紙 (4.9)」『マルクス・エンゲルス全集』大月書店, 32 卷
- , [1870] 1966e, 「非公開通知」『マルクス・エンゲルス全集』大月書店, 16 卷
- 丸山真男, 1982, 『後衛の位置から』未来社
- 水野直樹・文京洙, 2015, 『在日朝鮮人』岩波新書
- 三谷太郎, 2017, 『日本の近代とは何であったか』岩波新書
- 宮沢俊義, 1946, 「八月革命と国民権主義」『世界文化』1(4)
- 森先一貴, 2021, 『日本列島四万年のディープヒストリー』朝日選書
- 文部省, [1947] 1995, 『あたらしい憲法のはなし』東京書籍
- 横田耕一, 1990, 『憲法と天皇制』岩波書店
- 吉田孝, 1997, 『日本の誕生』岩波新書
- ラミス・ダグラス, 1987, 『ラディカルな日本国憲法』(加地永都子他訳) 晶文社
- レーニン・ウラジミール, [1896 ~ 99] 1954, 「ロシアにおける資本主義の発展」『レーニン全集』大月書店, 3 卷
- , [1907] 1955, 「1905 ~ 1907 年の第 1 次ロシア革命における社会民主党の農業綱領」『レーニン全集』大月書店, 13 卷
- , [1913] 1957a, 「民族問題についての論評」『レーニン全集』大月書店, 20 卷
- , [1914] 1957b, 「民族政策の問題によせて」『レーニン全集』大月書店, 20 卷
- , [1915] 1957c, 「ロシアの敗北と革命的危機」『レーニン全集』大月書店, 21 卷
- , [1915] 1957d, 「革命の 2 つの方向について」『レーニン全集』大月書店, 21 卷
- , [1916] 1957e, 「資本主義の最高の段階としての帝国主義」『レーニン全集』大月書店, 22 卷
- , [1916] 1957f, 「プロレタリア革命の軍事綱領」『レーニン全集』大月書店, 23 卷
- , [1916] 1957g, 「マルクス主義の戯画と『帝国主義的経済主義』とについて」『レーニン全集』大月書店, 23 卷
- , [1917] 1957h, 「政論家の日記から」『レーニン全集』大月書店, 25 卷
- , [1917] 1958, 「党綱領の改正によせて」『レーニン全集』大月書店, 26 卷
- 和田進, 1995, 「戦後諸政党と憲法・憲法学」樋口陽一編『戦後憲法・憲法学と内外の環境』日本評論社
- , 1997, 『戦後日本の平和意識』青木書店
- , 2014, 「日本国憲法平和主義原理の二つの側面」『歴史評論』(770) 校倉書房